

低限は今後も引き上げていく努力をします。特にそういうお答えははっきりしてまいったわけでありませんが、そこで大臣から明確にひとつお答えいたしたいのは、いま全国の賃金労働者、給与所得者が、これはもういろいろな立場の相違を越えて、給与所得の定額控除分を大幅に引き上げてもらいたい。具体的に、非常に控えめな数字であるが、五万円ぐらゐは引き上げてもらいたい。こういうものが統一要求として出されておるわけですね。これはもう非常に国民がそういうことを切実に願っているということでありすが、ここでその五万円というのを私も固執をするわけではありせん。これはさらに十万円というよりなことも、私どもは政策として出しておるわけですが、しかし、今日その問題について不明確なまま、この分の引き上げについて十分配慮されるものがない状態のままこの所得税の審議を終るわけにはまいらぬ、こういうふうに考えるわけですが、この問題についての大臣の明快な御答弁をこの際いただきたい。大臣のお考えはどういうところにあるのか。定額部分の引き上げというものは、全体的な課税最低限引き上げの中の控除分引き上げの一環として十分重点的に考慮されるものである。こういう考えであるのかどうか、この点を確認の意味において明快なお答えを得たいと思うわけでありせん。

○福田国務大臣 私、今回の所得税減税、かなり大幅なものでありますが、これをもって終わりとしない、こういう考えはよく了解されたと思ひます。またその考え方がそういうことになっておる、その意義も御了解願つておるところかと思ひます。

○福田国務大臣 私、今回の所得税減税、かなり大幅なものでありますが、これをもって終わりとしない、こういう考えはよく了解されたと思ひます。またその考え方がそういうことになっておる、その意義も御了解願つておるところかと思ひます。

○福田国務大臣 私、今回の所得税減税、かなり大幅なものでありますが、これをもって終わりとしない、こういう考えはよく了解されたと思ひます。またその考え方がそういうことになっておる、その意義も御了解願つておるところかと思ひます。

○廣瀬(秀)委員 いま大臣からかなり明快な答弁があつたのですが、非常に強い、国民大衆、給与所得者大衆の声でありますから、この点ひとつ単なる答弁に終わらずに、明年度において実現——額はどうかというところは言えぬ立場にあることわかりますから、明年度もそういう意味でこの問題を考へていく、こういうふうに了解してよろしうございせんか。

○福田国務大臣 明年度というふうに時間をつけますとこれはお答えがなかなかむづかしいかなるのです。明年度、経済情勢が一体どうなるか、またそれに伴ひまして財政状態が一体どうなるか、財源状態もどういふふうになるだろうか。それらを考へて見まさんとこれは結論の出ない問題であります。いづれはしかしながらこの課税最低限の引き上げ問題、これには取り組まなければならぬ、こういうふうな考へておられます。その際にはこの定額控除、いま十万円になつておりますが、この引き上げ方につきまして検討してまいりたい、こういうふうな考へておるわけでございます。

○廣瀬(秀)委員 あと八木委員の質問の時間がありますので私はこれでやめますが、明年度というように時間をつけれらるゝと困るというところでありすが、少なくとも財政の見通しが明るいということになるならばできるだけ早い機会にやるのだ、こういう趣旨に理解をいたしまして、大臣がそのようにお約束なすつた、こういうことで一たん質問を閉じて八木委員にかわります。

○毛利委員長 八木君。

○八木(昇)委員 大蔵委員会で質問をいたしますのがこれまでにあまり私ごさいませんものですが、私の質問事項の中で、これまで質疑がなされた事項があるいはあるかわかりませんが、重複するようなことが出るかわかりませんが、お許しをいただきたいと思います。

最初、税の自然増収の問題について若干質問をしたいと思ひます。

りますけれども、ごく大ざっぱに言ひまして、本年の景気見通し、これをどういふふうにお考へになつておられるのか。私どもの考へでは、少なくとも今年度一ぱいというものは一応横ばい的に景気は持続するのではないかと、感じとしてそういうふうな思つております。その点いかがでございますか。

○福田国務大臣 景気のはうは横ばいどころじゃないのです。これはかなり上昇するわけですね。ただ上昇の勢いですね。これは実質でとにかく一三%以上の経済拡大を見た。私も今ははつておいたままあるいはそれ以上の勢いで、これも拡大を続けていくであらう、こういうふうに見えておるわけでありすが、しかしそれじゃ日本の経済がいづれは過熱をする、日本丸も転覆せざるを得ないというふうなことになる、これは必ずでありすが、そこでそれを憂へまして、昨年の九月から金融引き締め政策をとつておるわけでありすが、また財政におきましてもこれに同調いたしまして慎重な運営をやつておる、こういうことがありまして。

そこで、拡大は拡大をするのです。しかしその拡大のテンポですね、これは昨年の一三%をこえる勢い、これがやや縮まりまして、そうしていまの経済見通しでは一・一というのをいふところなのですが、そんな程度でいくのではあるまいか、そういうふうに見えておるわけでありすが、拡大基調におきましては依然として変わりはない。しかしその拡大の勢いがややテンポをゆるめる、こういうふうな見通しをしております。

○八木(昇)委員 そうだといひますと、これは大臣の見方、いろいろそれはあると思ひますけれども、過去の税の自然増収の見積もりですね、これを見ても、当初予算で政府が見積もつた額を、どの年度におきましても実際には上回つておるわけですね。それで昭和四十三年度についてこれを見ましても、昭和四十四年度についてこれを見ましても、当初自然増収の見積もりを、昭和四十三年度は九千四百七十六億と予想し

ていたものが、それを実際には二千億ぐらゐ上回つた。それから昭和四十四年度の場合も大体二千億上回つたわけですね。今度はその実績とそれから当初予算そのものの自然増収見込み額を見ますると、昭和四十三年度が九千四百七十六億、昭和四十四年度の当初予算が一兆一千九百五十億、こういうふうな自然増収を見積もつたとすれば、四十三年度と四十四年度を比較すると、前年度より二千五百億円だけ自然増収がふえるであらう、この当初予算で見積もつたわけですね。ところが今年度の予算では、昨年度の当初予算における自然増収の見積もり額よりもプラス千九百億、この見積もつておるわけですね。したがって、自然増収のふえる割合というものは比較的内輪に見えておるわけですね。そうしますと、私どもが過去の経験に照らして常識的に判断すると、本年度もまた当初予算の自然増収見積もり額よりも実際は二千億ぐらゐ自然増収は多いんじゃないか、こう考へるのですが、その点いかがでしよう。

○福田国務大臣 私どもは、昭和四十五年度におきましては経済が実質一・一伸びる、こういう想定で自然増収はどうか、税金全体の見積もりはどうか、こういうことを計算をいたしておるわけでございます。過去におきまして予算の見積もり以上に実際の収入があつた、これはお話しのとおりであります。これは政府が予算編成の当時策定いたしました経済見通し、これがその見通しのとおりでない。いつもその見通しを上回つた大幅な拡大をする。たとえば四十四年度、昨年度におきましては経済見通しでは九・八%と見ておつたものが、一三・四%ですか、二です、一三%を上回るといふ結果になつてしまつた。それだけ経済活動が活発になつたということですね。その結果二千三、四百億円のばらつきが当時以上の税収が出る、こういうことになつたわけですね。私どもは、そういう事態が四十四年度ばかりじゃない、四十三年度においても四十二年度においても、それを反省いたしまして、そこで昭和四十五年度におきましてはあまり手が

○八木 勇 委員 公債の減額というものは、いまの税の自然増収の見込み以上の分を当て込むというのではなくて、それ自体としての返済計画というものが当然あつてしかるべきものであります。だからといって、これを公債の減額に充てることを全面的に私は否定するわけじゃありません。しかし原則から言いますと、そういう予測以上に税の自然増収があつた分を当て込んで、そうして公債の減額に充てるということ、これは必ずしもオールドツクスじゃないんじゃないですか。公債の減額、返済計画というものはそれ自体として計画が当然立てらるべきじゃないですか。

○福田 田 大臣 昭和四十五年度は、いまの税制

でいきますとお金が足りないのです。そこで足りない分を公債を発行する、こういうことです。そこで今度は金が増えてきたという状態であれば、当然その借入れを減らすべきだ。公債を減らす、これが筋だろう、こういうふうに思います。これは国民とどういふ関係があるかというと、公債といえどもこれは国民の借金なんです。将来返さなければならぬ。金が余剰ができたからこゝと借金をいたしません、こういうことになるので、これがまた私は普通の考え方だろう、こういうふうに思います。

○八木(昇)委員 ところが必ずしも意見が一致しません、この問題については、ただいまの段階ではそのようなことで一応この質問は終わっておきますけれども、しかしおそらく、昭和四十五年の年度末あたりになりますと、私が指摘したような当初の見込み以上の税の自然増収というものが出てくるんじゃないか、こう思うのです。まあそうならなければある意味では幸いですけれども、それはそのときにさらに質問をするように一応留保しておきたいと思ひます。

ところで、税の取り立ての問題なんですけれども、二月二十日の新聞に一齐に載りまして、私はしろろとなんですけれども、非常に奇異の感に打たれると同時に非常に遺憾にも思ったのであります。東京国税局が昭和四十三年分の脱税状態について調査をした脱税のファースト十五業種、外科医、パチンコ店、不動産、この三業種が筆頭ですね。これは脱税の実情というものがこの調査の結果明らかになった、こういうのであります。私、しろろと考へて、このように調査をしたところ、昭和四十三年分の申告について昨年末までに一万七千三百三十三人の調査をしたところ、このような実態が明らかになった、こういうんですね。そうすると、調査をすればわかるものならば、かねて徴税をするときにそのような脱税が出ないようになんちゃんとやれそうなのですか。こう思うのです。それは非常に過酷な取り立て方をあれすることは問題がありましようが、どうい

う調査をした結果こういう実態がわかったのであります。

○吉國(二)政府委員 この二月二十日の新聞記事でございませうけれども、これがわかったと申しますのは、調査をしたということなんでございまして、御承知のように、現在所得税におきましては、事業所得あるいはその他の所得というものを三月十五日までに申告をいたします。その申告の前に、一部は事前調査と申しまして、調査をいたすものもございませうけれども、原則としては、その申告が出ます際に、申告についていろいろ帳簿等を持ってきて相談をいたしまして、それで申告をやつてまいるわけでございませう。その申告が終つてから、申告書の内容を調査する。そうしてそれぞれの業種につきまして、その年の所得の推移の状況その他に照らして、またその店のそれぞの実態に照らして、どうも申告が不十分であると認められるものを選び出すわけであります。そうしてこれを四月以降十二月までかけまして順次調査をしてまいります。その調査をいたしましたのが一万七千件、これはいわば申告の内容がはなはだ不十分ではないかという、いろいろな角度から分析をしたものを対象といたしておりますので、当然そこから非違が出てまいる可能性が多いものであります。そういうものを選んでみたところが、国税局で発表いたしましたように、業種別にかなり、その選出されたものの中でも所得脱漏の程度が違つて、外科医の場合が一番ひどいということを発表したのでございませう。いわばこれは全体としての納税者の姿をあらわすものではなくて、申告の中から怪しいと認めたものについて調べた結果がこうである。そして外科医の場合にはこういうふうな非常に脱税が多いということ、これは、いわば外科医全体についても、もう少しほかの方も気をつけていただきたいという意味もございませうが、いわばその実態を参考のためにまとめて発表したという性質のものでございませう。

したがいまして、これは、徴税するときにとつしやいまして、これは、いわば申告によつて一応納税義務が確定いたします。それに対して是正を加えたものがこれである、そういう趣旨でございませうので、これについては、これだけの明らかになったものについて更正を行ない、あるいは修正申告をとりまして納税をさしているという実態のものでございませう。

○八木(昇)委員 そうしますと、これは調査をしたものについてこのような結果がわかった。そうすると、普通の申告に基づいて実際にいろいろ課税をします。この調査対象以外の多数のものについてはこれはどうも詳しく調査をしていないわけだ。まだ相当脱漏があるというところをもあわせて国税庁は告白しているということですか。

○吉國(二)政府委員 ただいま申し上げましたように、現在全国に約四百万の申告納税義務者がおります。おそらく大部分と申しますか、相当数の方は正しい申告をしておられると思つてございませうが、御承知のように五割くらい青色申告書を提出しておられる納税義務者がおるのであります。そういう意味では、私どもは全部の納税者を調べるといふたてまえではないので、申告の不十分なものを選りだして更正を加えていく。大部分の納税者はできるだけ正しい申告をしていただまして、それで納税義務が完遂されること

が望ましいわけでございますが、それでもただうっておいだのでは、実際問題として十分に申告がよくならない面もございませうので、申告が不十分であると認められるものを調べる。それを通じて全体の申告水準が妥当になるように調べを行なうわけでございます。したがいまして、残りの人が全部正しい申告だと申し上げ切るわけにもまゐりませうけれども、ほかの者も同じように脱税しているということは言えないということも申せると思ひます。

なれば脱漏していたようですね。そういう点から考えると、やはり現在の課税のしかたというものに問題があるということを示しておるようには私は感ずる。

それから、この外科医もずいぶんたくさん調査されたようですが、その一人当たり平均三百九十五万円脱漏しておつたというのでしよう。そうしますと、この平均三百九十五万円という額そのものも、これまた実際よりは内輪かも知れないのですか。

○吉國(二)政府委員 調査をいたしましたものうちで、申告どおりでいいというものも約一割五分程度ございませう。しかしこまかいところで間違つてゐるものについては修正申告という形で修正をしております。そういう意味では、この調査の結果申告を修正したものが大部分でありまして、更正決定をしたものはむしろ二割ぐらゐで、少ないわけでございます。したがつて、修正申告を出すという程度のものであれば悪質な脱税というものではないという考えでまいるわけでございませうが、さっきの外科医の三百九十万というような数字は、外科医のうちで特に脱漏額の多い、特別調査をしたものの額でございませう。それらはかなり正確な調査をやつておりますので、この見つかつた額以上になお抜けられているという可能性は非常に少ないと思ひます。

○八木(昇)委員 時間も足りませんから少し急いでいきますが、それでは、医者も内科とか耳鼻咽喉科とか精神科とか、たくさんありますけれども、脱税業種上位十五種、しかもそのうちの断然トップに外科医のみが位置している原因は何ですか。

○吉國(二)政府委員 これは具体的な事例を私どもはつきりは把握しておりませんが、類型的に申しますと、何と申しまして自由診療分の収入が抜けておるといふのが多いようございまして、ことに自動車賠償責任保険の収入、これが非常に多く漏れておりました。これは御承知のとおり資料が確実に把握できますので、その面から

なれば脱漏していたようですね。そういう点から考えると、やはり現在の課税のしかたというものに問題があるということを示しておるようには私は感ずる。

それから、この外科医もずいぶんたくさん調査されたようですが、その一人当たり平均三百九十五万円脱漏しておつたというのでしよう。そうしますと、この平均三百九十五万円という額そのものも、これまた実際よりは内輪かも知れないのですか。

○吉國(二)政府委員 調査をいたしましたものうちで、申告どおりでいいというものも約一割五分程度ございませう。しかしこまかいところで間違つてゐるものについては修正申告という形で修正をしております。そういう意味では、この調査の結果申告を修正したものが大部分でありまして、更正決定をしたものはむしろ二割ぐらゐで、少ないわけでございます。したがつて、修正申告を出すという程度のものであれば悪質な脱税というものではないという考えでまいるわけでございませうが、さっきの外科医の三百九十万というような数字は、外科医のうちで特に脱漏額の多い、特別調査をしたものの額でございませう。それらはかなり正確な調査をやつておりますので、この見つかつた額以上になお抜けられているという可能性は非常に少ないと思ひます。

○八木(昇)委員 時間も足りませんから少し急いでいきますが、それでは、医者も内科とか耳鼻咽喉科とか精神科とか、たくさんありますけれども、脱税業種上位十五種、しかもそのうちの断然トップに外科医のみが位置している原因は何ですか。

○吉國(二)政府委員 これは具体的な事例を私どもはつきりは把握しておりませんが、類型的に申しますと、何と申しまして自由診療分の収入が抜けておるといふのが多いようございまして、ことに自動車賠償責任保険の収入、これが非常に多く漏れておりました。これは御承知のとおり資料が確実に把握できますので、その面から

正確につかまつてしまふ面もございます。結局、自由診療報酬の部分がどうしても抜けがちであるところがあるが、一番大きな原因ではなからうかと思ひます。

○八木(昇)委員 これはおかしいですね。自賠責で出したやつはつかめないという事はないでしよう。

○吉國(二)政府委員 つかめるためにこういうふうに見つかったわけでございます。その点、抜かしておつたのが、ある意味ではだいたい抜かし方がへたと申しますか、当然つかまるものを抜かしておつたという面がありまして、この外科医が把握された率が非常に高く出たということも言えるかと思ひます。

○八木(昇)委員 そんな変な答弁はないですね。当然つかまるはずのものを抜かしておつたという事、それは脱税署の手落ちでございましたか。

○吉國(二)政府委員 これは先ほども申し上げておりますように、現在の所得税では、まず申告書を提出いたしましたして、その申告書で納税額がきまります。その申告書が妥当でないときにこちらが調査して決定するわけでございます。ですから、第一の申告書を出すときに外科医さんが収入を落とした。それを調べてみたら、少な過ぎるからというので間接の資料をいろいろあはれてみますと、それだけのものが落ちておつたということが把握できた。つまり外科医が申告をする際に故意に落とすという収入が、税務署では十分把握できる体制にある収入であつたということが、外科医の脱税が意外に多かつたという結果になつてゐるのだと思ひます。

○八木(昇)委員 私は税務関係についてはしつうとですけれども、故意に落とすという言ひが、外科医に限つて断然これは多いですね。故意に落とすという言ひは、それを申告しなかつたて容易に見つからないという要素がある。それで、外科医がちゃんとそう知つており、そう思つておるから申告しないのでしう。それを申告しなかつたて、

もう一目りよう然、税務署はごまかせないという言ひはつきりわかつておるものなら、たまたま故意に落ちておつたという言ひはあつても、全国のどの外科医も、しかもこれだけ巨額に自動車賠償のあれを申告してないということ、は税務署側でなかなか捕捉したいものである、こう思つておるからじゃないですか。

○吉國(二)政府委員 これは、先ほど申し上げましたように外科医全部を調べたわけではございません。外科医の申告の中で非常におかしいものを調べたわけでは、その外科医がたまたま自賠責について——自賠責は最近かなり多くなつております。その分はいわゆる自由診療に属するものもございまして、落としてしまつた、それが見つかつたということでございます。ある意味では、あとで調べられればわかるようなものを落としたという言ひは、手口としてははなはだ幼稚であつたという言ひは言えると思ひます。もちろん外科医でもこれを全部申告しておられる方もあるもので、したがつて比較対象いたしますと、抜けているものがわりと早く把握できる。したがつて、それについて調査をするところの程度見つかるといふことを意味しておるわけでございます。

○八木(昇)委員 そうしますと、この自賠責による診療を患者が受けた、それによつて外科医がこの金の支払いを受けたというものの捕捉は、税務署は何をもとにしてそれを捕捉しておられるのですか。

○吉國(二)政府委員 資料源をあまり申し上げるのはいかかと思ひますけれども、これは保険の支払いあるいはそれに対する査定がございまして、そこから資料を徴取して確定できるわけでございます。

○八木(昇)委員 自賠責の場合を聞いておるのです。国民健康保険とかあるいは組合健康保険とかいうものの支払いが当然それによつて明瞭なんですが……。

○吉國(二)政府委員 保険会社が支払う資料がございまして、それを調べて、各人の資料として把握

をするわけでございます。

○八木(昇)委員 それは随時必要に応じて調べておられるのですか。

○吉國(二)政府委員 これはいわゆる決定資料という形で提出を義務づけておりませんので、随時調べているわけでございます。

○八木(昇)委員 大臣、いまのやりとりをお聞きになつてお考えいただきたいと思ひますが、医者の税金問題は、ここであえてその問題自体を取り上げてとことん追及しようと思ひませんか。でも、いまの社会保険診療の場合でも、もう初めから必要経費として七二%を見ておるといふことについても相当の批判があるわけでは、しかも、それが租税特別措置法の中で無期限ですでに既得権化するような傾向に今日なつておるといふことについて、これはいろいろ複雑な事情があることは私もわかります。わかりませんが、それについて確かに問題がある。それがあつて、一方において、特に外科医に関しては、最近のこ

ういう交通事情から自賠責による患者が非常に激増しておるといふことのゆゑをもつて、これはもうほとんど特に税務署からならわれて、そして取り調べを受けるようなかつこうで、しかも保険会社のはうを調べた結果わかつてきたといふような場合は別として、事実これが相当脱税になつてゐるといふことについて、しかも、こつちの税務署発表の脱税番付十五業種の断然トップに外科医だけがはね上がつておるといふことは、やはり問題だと思ひます。ですから、ひとつこの際、そ

ういふ民間の保険会社に、自賠責による診療費の支払いをしたものについては、これは法的に義務づけるか行政指導面では別として、それはもう全部無条件で税務署のはうへ資料を提出する、こつちのことをやらせるべきだと私は思ひますが、こつちのことをやらせないのですか。これは大臣から御答弁を願ひたい。

○吉國(二)政府委員 現在、自賠責の算定会を通じてまして、それを提出してもらつたといふいろいろ交渉いたしております。また、これは提出して

いたしてしるべきものだと思います。御指摘のように、各種のかやうの資料が提出されるということになれば、おそらく自主的申告がよりよくなり、罪つくりが減るといふ結果になるのだと思ひます。でき得る限り資料の提出をいろいろの意

味でやつていただくように考へていただくのが、私も一番いいと思ひます。さしあたりこの自賠責につきまして、いま算定会を通じて資料を出していただくように、主税局を通じて交渉いたしております。

○八木(昇)委員 その方向にあるといふことをいまお聞きしましたのですが、これはもう無条件ですべての支払い分についてそれを出すようにしな

いと、個々のケースで、どうもあつた外科医の脱税状態がひどいようだとおつたのだけについてあれするやうなことでないかぬのじゃないかと思ひますから、これは私、意見として申し上げておきます。具体的にそのように実施せられたと思ひます。

それから、この一つ一つについて問題点を指摘してまいりますとこれは切りもございせんから、二番目までいきませんが、パチンコ店です。これもいろいろ問題があるのです。

これはパチンコ店と関連がありまして、その前に聞くとすけれども、これは大臣自身にお答えいただければなかつたやうな感じが、たゞこを定価より安い値段で売つていいのですか。

〔委員長退席、藤井委員長代理着席〕

○福田国務大臣 たゞこは専売公社のきめた価格をもつて売らなければならぬ、こつちのことに

なつてゐます。

○八木(昇)委員 したがうして、何か専売法か

○福田國務大臣 それは調べてあとで答えますから……。

○八木(昇)委員 これは大臣、そういうことは許されぬでしょうな。

○福田國務大臣 許されません。

○八木(昇)委員 ところがこれは世間の常識ですね。パチンコ屋さんは定価で買っておりませんね。もう世間の常識です。それで、あつちこつちの小売り店に、できるだけ安く売ってくれたところへずつと一つの系統的なコネをつくっておる。そうして定価より安い値段で買っておるのです。その事実を御存じでしょうか。

○福田國務大臣 どうもパチンコ屋さんにはあまり縁のないほうでございますから、承知いたしません。

○八木(昇)委員 関係の局長……。

○吉國(二)政府委員 これは専売公社等がかつて摘発したこともございます。見つかつておるものと見つかつていないものもござりますが、そういう事実のあることは認めざるを得ないと思ひます。

○八木(昇)委員 税務当局としては、そのような行為についてはやはり断固たる態度をとることが当然だと思ひます。まあ政治は生きものとか何とかという面もあるかもしれませんが、こういう問題についてはこれは生きものの論理を適用すべきじゃないと思ひます。それでどうですか。

○吉國(二)政府委員 御承知のように、税務の計算におきましては仕入れ、売り上げというものを捕捉いたします。安く仕入れておるといふことがありました場合にはその仕入れ金額が当然安くなっておりますから、所得金額が多くなつていくことが把握されるという結果になるわけでありまして、いかなる値段で取引したかというのを個別に把握できる場合と、総額で把握できる場合と、これは異なると思ひます。その個別に把握できた場合に、はたして一々犯罪ありとして告発するかという点になりまして、この点犯罪の証明もなかなかむずかしいものでございますから、実際は課

税だけで終わっているのが実情でございます。

○八木(昇)委員 それは犯罪ありとして一々告発せよとまで私は必ずしも言い切っているわけでもありません。しかしそれどころか、税務署のとおつておる態度は、定価より安く売った、たとえばピースならピースは百円で小売り店は売るとだけども、九十円を納めればいいわけですね。そして小売り店が十円ふところに入れることができる。十円のマージンということになるのではありません。それをかりに九十七円でパチンコ屋さんに大量に売ったという場合、その三円の分の税金をそのたばこ屋さんにかけるとき、その三円を損失として税務署が認めておりました。そんなことはないですか。——なければならぬ、さうなことはやらない、こうおっしゃつていただきたい。

○吉國(二)政府委員 安く売ることが悪いことであるといふことは事実でございましてけれども、所得といふものは実際の販売額と仕入れ額の差額、それから経費を引いたものでございまして架空の所得に課税するわけにはいきませんので、それは認めざるを得ないわけでありまして、ちやうど経済違反で統制価格以上に高く売った場合でも課税いたしますのと同じでございまして、低く売つてはならぬものを低く売つてしまつた、しかし所得としてはそれだけしかなくという場合に、これは違反だからもっと高く売らねばならぬといふので、所得税をかけるわけにはまいらぬ。その点が一つの問題ではございまして、犯罪と所得計算とはこれはまた別でございまして、その点では、たとえば違法の所得に對しましても課税いたしますのとこれは全く性質が同じでございまして。

○八木(昇)委員 これは、私はあらかじめ特定の意図を持って質問しているのではなくて、ごく客観的に公平な立場から事実を明らかにしたいと思つて聞いています。いまのお話だと、税務署は、ピースならピースを九十七円でパチンコ屋さんに千個なら千個、百個なら百個売った場合には、九十七円で売っているのだから、たばこ小売り店は九十七

円しか金が入つてきていないという事実認識の上に立つて課税をしている、そういうことでですね。

○吉國(二)政府委員 そのとおりでござい

○細見政府委員 いまの定価販売関係の一連の状況を申し上げます。

たばこ専売法三十四条に「定価」といふのがございまして、小売り人は「小売定価によらなければ、製造たばこを販売してはならない」といふことになっております。そしてそれに違反したときには、第一の基本的な問題といたしましては、この法律の規定に違反したときには小売り店の指定の取り消し、販売の禁止という基本的な関係がございまして、この違反した行為そのものに対しては「左の各号の一に該当する者は」といふことになつておるわけですね。

○八木(昇)委員 私、お聞きしてみても、このままではやはりいかぬと思ひます。それで大臣、どういふふうにするべきだと思ひますか。

○福田國務大臣 税のほうでは私はそれでまあよろうと思ひます。つまり、統制があつた時代に、統制価格よりも高い値段で売つたという人に対しては現実に高い値段でやる、こういうことですね。今度は逆に、専売価格があつて、専売価格より低い価格で売つたという人に対しては、その低い価格で課税するほかにと思ひます。しかし問題は、たばこ専売法を施行しておる、それに対して違反の行為があつた、違反に對しましては罰則もある。つまり指定の取り消しでありまして、その他罰金刑なんかがあつたわけですね。そういうこともありますので、専売公社のほうでこの定価違反の販売行為の取り締まりをやらなければならぬ、こういうふうな考えです。

○八木(昇)委員 ところが、その専売公社の自主性にまかせておいたのでは——最近日本の専売公社もずいぶん売らんかなの形でしよう。ですから、そういうふうにはパチンコ屋の景品の主力を占

めておるものがたばこであるといふことが、たばこの喫煙量をふやし、販売量をふやすことと無関係とはいへない。そういう点から専売公社は及ばずにはないかと私も疑ふ。それについて、監督官庁の大蔵当局としてもつと何か積極的なことを専売公社側にやるお気持ちはありませんか。

○福田國務大臣 私ども知らなかつたことをきょうは教えていただきましてありがとうございます。検討させていただきます。

○八木(昇)委員 この問題は各業種別に、まだ不動産のやつも問題があるのですけれども、一応終つて終つたと思ひます。

あと利子・配当課税の問題と、二、三お聞きして終つたと思ひます。

利子・配当課税の問題であります。今度の法改正によりまして、昭和四十六年と四十七年の二年間は二〇%とする、こういふことで従来よりも五%引き上げするといふのですけれども、この二〇%ラインといふのは、所得税についてこれを見てもみまると、大体子供三人の標準世帯で年収二百七十万円ぐらいのところの人が所得税の税率二〇%というふうなところだろ、こう思ひますけれども、これは局長かどなたかであつてどうですか。

○細見政府委員 二〇%の上積みで、実は適用になるのは収入の二百七十万円ぐらいのところでありま

○八木(昇)委員 そうしますと、別の面からお聞きしますが、例を日本の俸給生活者にとつて、俸給生活者の一人当たりの平均年収といふのはいま幾らでしようか。

○細見政府委員 たびたび出た話であります。四十四年度の家計調査によりますと約百二十万をちよつと切るところになつております。

○八木(昇)委員 そうしますと、この二百七十万ラインというふうなところは全体の俸給生活者の中のはた何%ぐらいを占めておるのでしょうか。二百七十万以上……。

○細見政府委員 いまのは夫婦子三人で二百七十万というところへ来ているわけですね。家族の少ない人につまましては所得が小さくなるわけでありますから、そういう意味で、この二〇〇%以上の税率が適用される階層と申しますのは二百七十万で比較するのは適當でなくて、やはり独身の人もなかなかり低い階層から二〇〇%になるわけでありますから、そういうことを考えますとやはり何割かの、三〇〇%程度の方は二〇〇%の税率が適用になっておると思います。

○八木(昇)委員 私の感じでは、年収二百七十万円という相当高給取りだと思えますね。局長さん御自身、年収幾らですか。

○細見政府委員 忘れましたが、三百万よりは若干上だと思えます。

○八木(昇)委員 天下の大蔵省の主税局長が三百万くらいですね。やはり子供さん三人くらいおありだろと思うのですね。そうしますとこれは相当の高給取りですよ。高い給料を取っている組です、二百七十万の年収というのは、それにプラスしてこの利子・配当等を相当取る人でしょう。これは年収二百七十万円で、しかも相当の金額の利子・配当所得があるという人については、これは日本の全体の水準からいえば相当の高所得者だと私は考えるが、そうお考えにならぬでしょうか。

○細見政府委員 まあ三割程度の方がこの二〇〇%の税率が適用になっておられるわけでありまして、申告所得者などもかなりおられるわけ、だんだん所得水準も上がってまいりまして、そんなに高い水準というよりも、むしろ中の上というぐらいの感じじゃないかと思えます。

○八木(昇)委員 そこで、これは過去の利子・配当課税の変遷をちょっと調べてみたんです。
〔藤井委員長代理退席、委員長着席〕
昭和二十二年には源泉分離と源泉分離選択課税の制度で六〇%取ってあります。で、一時昭和二十五年度にこの選択制度が廃止になって総合課税一本になりましたが、もうこの一年だけで改めて、

翌年の昭和二十六年にはまた源泉分離選択課税になって五〇%取ってあります。この当時はこれはいへんな高率ですね。この当時の考え方と今日の考え方と根本的に違った点はどこでしょう。

○細見政府委員 この当時は利子所得というふうなもの、ほんのりになって、いわば非常に恵まれた人たちのだけの所得であり、またそのころはまだやみなどもあったときでありまして、そういう高額所得あるいは高額所得の預金から来る利子などにつきましてかなり社会的な批判というふうなものも考えられたところでありまして、それに比べても、現在におきましては二百万とか三百万くらいは所得階層の方もふえ、大体所得と同額くらいが貯蓄になっておるのが実情でございます。そういう意味でかなりの方がいまの源泉分離の税制のもとに預貯金をしておられる。その方々に対して、源泉選択税率を導入いたしましたように、金融資産の選択に無用の混乱が起きないようにという配慮を働かせて、そういう意味で二〇〇、二五〇という二段階の税率にしておるわけでございます。

○八木(昇)委員 どうも私の感じでは、いまの局長の答弁のむしろ逆の要素のほうが強かったように思われます。終戦後間もなくの昭和二十二年、そうしますと、戦前の時代に何十年もかかって粒々辛苦して預貯金をした金というものが、インフレによってほとんど価値がただのようにな落ちていくという状況の中で、しかも配当その他に対する課税は六〇%もほんとかけられるという状態なんであって、今日あまり高額の課税をするという貯金に対する貯蓄意欲をそぐみたようなことをおっしゃるけれども、そういうことを言うならば、ただでさえ貯金をした金がほとんどものすごく貨幣価値の下落でただのようになっているところへもってきて、さらに重い六〇%などという課税をして、いたときのほうがもっと貯蓄意欲をそいだはずなんです。そこでいまの御説明よりむしろ私の感じとしては逆ですが……

○細見政府委員 当時の源泉選択の実績などを見

てみましても非常に低い割合になっておりまして、この当時高額の預貯金利子があるというふうな人は非常に特異な人ということで、従来の源泉分離税率というのとは大體所得税の最高税率とある程度近いところで考えておりました、そういう伝統的な考え方があるものと税制として取り入れられておったのではないかと考えております。

○八木(昇)委員 時間がありませんがもう論争いたしません。まあ今度源泉分離選択課税という、これまでの源泉分離一本でありましたものをそのような制度に改めるといふ以上は、これはもう二〇〇%ではほとんど意味をなさない。ほんとうは三〇〇%くらいにしなければならぬ、せめて二五%にしなければならぬと思うのですけれども、これを二〇〇%というようにした理由をもう少しわかりやすく、大臣もしくは局長から御説明願いたいことが一つ。

それからもう一つあわせて質問をいたしますが、現実にはこういう人は存在しないとは思いますが、現実には、配当所得だけで食べておる人の場合、いつも問題になっておりますように、これまで二百八十二万七千二百円までは無税であった。今度の改正によりまして配当控除率をこれまでの一五%から一二・五%に下げたというのですけれども、しかし一方において基礎控除とか配偶者控除とか扶養控除とか、こういうものが当然引き上げられておりますので、これまでは配当所得だけで食べていた人が二百八十二万円で無税でありましたが、今度の改正によってさらにこの金額がふえて、三百四十九万九千二百円までは無税、こういうことになるのじゃないかと思うのですけれども、これでは一つも大衆の要望にこたえておると考えられない。配当控除率を一二・五%に下げた意味というものは全くない。せめて配当控除率を一〇%ぐらいいままで下げなければ多少でも大衆の世論にこたえたことにならない、こういうふうにも感じます。この二点についてお答え

いただきたいと思います。

○細見政府委員 預貯金利子につきましても配当につきましても、源泉選択のときの税率は、当初二年間二〇%、後の三年間は二五%というふうな段階的に上げまして、いま御指摘の二五%という源泉選択税率というのが一応の目標になって制度がで上がったおるわけでありまして、それは先ほども申し上げましたように、源泉選択税率を最高税率に近いようなものにしていくという考え方も、従来確かにあったことはあるわけでありまして、この考え方にあたり固執いたしますと預金者の心理に動揺を与え、それでなくても物価高とかというふうな問題がありまして、国民の貯蓄意欲についてさらに何らかの積極的な施策を講じなければならぬ。一方においてそういう施策を講じなければならぬといわれておるときに、いたずらに預金者の利回りを低くするというような施策をとることは、金融資産の選択におきまして無用の変動を招くことにもなるわけでありまして、そういう意味で、長い間続いておりました分離課税制度を改めて、そこに課税の公平と預貯金、金融資産の選択に無用の混乱を起さぬ、この両者をい

わば調整して、しかるべき段階的な措置をとりながら両方の考え方を総合的に生かしていこうというのが今回の制度でございます。
配当控除につきましても、基本的には一〇%の配当控除率に引き下げるということにいたしましたおるわけでありまして、一挙に一五%のものを一〇%にいたしますということは、源泉選択税率を一五%のものを一挙に二五%にせずに二〇%、二五%というふうな段階を置いたのと同じような考案に立ちまして、金融資産の選択におきまして長期的な視野に立つて投資の決定ができる。将来五年先にはこうなっておるといふことがわかり、いように、しかも段階的にその間の変動が行なわれるようにいたしておるというわけ、いま御指摘の一〇%ぐらいいま望ましい、あるいは二五%程度なら一応の目標だと思ふことは、いづれも長期的な観点においては三年目に実現しておるわけでございます。

○八木(男)委員 約束の時間でありまうからこれで終わりますが、最後に一点だけ。法人税問題やその他も御質問したいと思つたのですが省略します。

納税貯蓄組合に対して国や地方自治体が事務費の補助をしておられると思うのですが、これはどういう基準でどういった金額を出しておられるのでしょうか。簡単に御説明いただきたい。

○吉國(二)政府委員 納税貯蓄組合につきましては、その事務費を補助いたしますために毎年総額で約五千万程度の補助金を出してまいっております。これは、納税貯蓄組合は全国で相当数にのぼっておりますけれども、非常に零細な補助金になるおそれがございまして、それを税務署単位に連合会に集めて、税務署単位の連合会にそれを交付するというにいたしまして、零細補助を避けるという運用をはかっております。御承知のように、納税貯蓄組合におきましては、組合員が共同で貯蓄をいたし、またそれに対して納税額の通知をいたしますとその共同の預金から支払うというようなことで、事務費が相当要りますので、不十分ではございまして従来からこの程度の補助金を支出してまいりましたのでござい

○八木(男)委員 これは把握しておられるでしょうが、地方自治体がそれぞれ納税貯蓄組合に出しておる補助金の全体の総トータルはどのくらいですか。

○吉國(二)政府委員 これは私の所管でないのはつきりわかりませんが、全国集めると、地方団体で出しているものは数億にのぼると聞いております。

○八木(男)委員 この総額五千万円というのは、これはいかにも問題にならぬですか。出したという事にならぬですが、大臣、出す以上はもう少し引き上げをお考え願いたいと思うのです。それについてお答えいただきたいことと、それから会社なりが、従業員の税は給料から源泉徴収だもんですから、やはりそれは相当の事務量なん

ね。そうするとこれについても何らかの補助があつてしかるべきだという要望なり意見を相当聞くのです。この問題と、いま申しました補助金増額の問題、お答えいただきたい。

○福田国務大臣 納税貯蓄組合に對する補助金は、ほんとうに気は心という程度のものでございまして、それくらい大蔵省はその所管の仕事についてお金を節約しているんだ、こういうふうにお聞き取り願いますが、いかにも小さいような感じもします。それは事実でございしますが、そういう非常に国費を大事にしておる気持ちでござい

○八木(男)委員 しかし、地方自治体さへもなければ、このさいふをはたいてこの納税貯蓄組合に、いま大蔵委員からもりました自治省の資料で六億一千五百万円の補助を出しておるようです。これは都道府県分だけで六億一千五百万円でありまして、市町村もあるんじゃないかと思ひますが、せめて一けたぐらい上げるべきじゃないかということとを要望しておきたいと思ひます。

一応、以上で終わります。

○毛利委員長 平林君。

○平林委員 本日は、昨日の大蔵大臣の答弁が不満でありましたからその点を少し補つて、再び家庭の主婦の課税問題について取り上げたいと思ひます。家庭の主婦が職場に進出する度合いが非常に多くなつてきておる。そういう現象のもとに、最近の調査によれば、それぞれの家庭の主婦のパートタイムや内職収入が、現在の所得税法第二条第一項三十三号に規定をする給与所得等十万円以下、給与所得以外のもの五万円という規定は現状に合わなくなつてきておる。その結果、税金はわ

ずかな家庭の主婦の所得に對してもいろいろな圧迫を加えておる。したがつてこの限度額は引き上げるべきであるという主張をしてまいりました。同時に、最近の企業の状態を見ても、人手不足でありますから、家庭の主婦の職場進出はむしろ企業としても歓迎すべき状態が生まれておるのでありますから、この税金の圧迫によつて職場進出が阻害されたり、あるいはその効果を失はせるような政治は改めるべきである。むしろ政府は積極的に保育所とか幼稚園とかという施設をつくつて、これらの主婦の進出に對して援護を加えるような措置をとることが必要であるということを申し上げてまいりましたのであります。しかし、まだ完全な結論が得られておりませんで、慎重に検討していただくことになつておるわけでありまして、私はこの結論を得るまで私の質問は終わることがないということをまず明らかにいたしておきます。

そこで、きょうは別の角度から少しお尋ねを進めてまいりますが、まず主税局長にお尋ねをいたします。配偶者控除とは何ぞや、配偶者控除の定義をまず伺いたいと思ひます。

○細見政府委員 配偶者控除は、基本的には、税制の上で考えますこととしては、基礎控除あるいは扶養控除の系統に属するものであらうかと思ひますが、妻の座を尊重しろというような議論、あるいは夫の所得を稼得いたしますのにあたつて妻の貢献を認めろというような議論がよくございまして、配偶者控除という制度にいたしたわけであり

で、この配偶者控除の制度と申しますのは実は日本にだけあるわけございまして、世帯を単位にして課税をする方法といたしましては、日本のように配偶者控除という形で世帯の税負担の軽減をはかるやり方、それから外国にございまして、二、二分二乗という方法で世帯を単位にして課税する方法と、この二つありますが、日本の場合は、戦前の扶養控除という考え方を、戦後の女性の地位の向上に應じて配偶者控除という、た

だしこれは正式な戸籍関係にある方に限るといふことになつておるわけでありまして。

○平林委員 ただいまお話がありましたように、私は、配偶者控除、配偶者に対して行なわれておるこの措置は、単に扶養控除という意味だけではなくて、一家の収入に對する配偶者の内助の功を税法に對して評価したものである。また、配偶者控除が従来の扶養控除というものから独立をして、基礎控除と同額にまで引き上げられた経緯から見まして、そう解釈するのが至当だと考えておるわけでありまして、まずその点を確認いたしましたと思ひます。

○細見政府委員 そういふふうに考えております。

○平林委員 そこで、配偶者が、家庭の主婦が共働きに出る。だんなさんも職場に行くが、奥さんのほうも共働きに行く、パートタイマーに出る、こういう場合に、一定額以上の所得がある。現行法ではその配偶者控除が認められなくなる。その限度額は二十二万五千元。私は、こういう措置をとるといふことは、その瞬間において税法は奥さんを配偶者と認めないという結果になると思ひます。二十二万五千元をこえたその瞬間においては、税法上においては配偶者としての取り扱いをして、すなわち、税法で離婚させちゃったわけですね。妻であることは変わりはないけれども、税法上ではもう妻としての取り扱いをしない。すなわち、皆さんが現行法を固守すること

は、まず二十二万五千元あれば家庭の主婦を離婚させてしまふ、離婚してしまふ、こういうことに私は理論上解釈をせざるを得ないと思ひますが、いかがでございませう。これは政治的にひとつ大蔵大臣あたりから……。私はこれはゆづり、あなたの答弁がうまいものだから、くやしうてくやしうて一晩考えた理論なんです。ひとつ大臣から答弁してください。

○細見政府委員 最初に技術的なことから申し上げておきたいと思ひます。二十二万五千元という形でおっしゃるのが必ず

てからしゃべっているのですから。家庭の主婦はこれは依然として、法律上の手続きをとらない限り離婚されることはありません。ただ税法上は、いま五万円、十万円の限度額があるがゆえに、いろんな控除を加えて、職場においては二十二万五千円をこえれば配偶者控除を受けられなくなる。つまり配偶者として内助の功、これは認められなくなる。私に言わせれば、すなわち税法上離婚させておる、こういうことになるわけであります。私は、共働きの配偶者はこの場合内助の功がないということは不当だと思うのですよ。おやじさんてをまず送り出す。それから急いで片づけをしてパートタイマーに出て行く。おやじさんが帰ってくるまでに——大体パートの勤務時間は四時間とか六時間、だんなさんが帰るまでに急いでおかずの支度をしたり御飯の支度をしたりする。私はそういう意味から考えたならば、共働きは、一家の収入が健康で文化的な生活を維持するには絶対額において不足するから行なわれる場合が多いということから考えてみても、それだけ一般家庭におられる奥さんよりはよい努力というものが要るわけでありませう。最近共働きに出る方も、御承知のようにはじめじめした考えはない。東京都の労働局の調査を私にしばしば紹介をいたしておりましたが、なぜ家庭の主婦が職場に出て行くかということについては、かなりの数が、レジャーとかあはるいはもつとほしいものがあるからということが理由としてあげられてありまして、これはもうきょうは時間がありませんから繰返し返して言わなければいけません。少なくとも健康で文化的な生活を維

なつてしまふというようなことは考えられない。考えることはおかしいと、こう思うのです。

そこで大蔵大臣、このくらい言っておけばいいと思うのでありますけれども、私は共働きの配偶者にも、それが給与所得者である限り配偶者控除を認めるべきではないか。主人に対して、奥さんが二十二万五千円以上所得があれば税法上は離婚さしてしまふという無情な、思いやりのない措置をとらずして、この場合でもやはり配偶者控除を削るべきではない。私はこの間までは二十二万五千円を上げたらどうかということでも底上げをやつたのですけれども、底上げはそれも一つの方法で、努力してくれるというのですから底上げはやつてもらいますよ。同時に、理論的に考えますと、二十二万五千円をこえたらもう妻ではないのだから、内助の功は認められない、独立してやつてください、こういう言い方はちよつと、税法上あまりにもおもしろくない政治である。そこで、給与所得者である限り主人の配偶者控除を削るべきではないのではないか。こういうことで、非常に情のある、配慮のある御答弁を大蔵大臣からお伺ひいたしたいと思ひます。

○福田国務大臣 この制度は、制度の趣旨は平林さんがおっしゃるのと違ひます。これはあくまでも少額不追求である、こういう考え方から出發してゐるので、妻の座をどうこうというような考え方でいつてゐるわけじゃないのであります。ですからこの議論は私はどこまでも食い違ふと思うのです。

私は平林さんと同じく、妻の座というものは尊

税の考え方。これが根本的に問題がないと言えないと思う。そういう点は私は根本的に考えてみる必要がある、また私も検討してみたい、こういうふうに思っておりますが、いま問題になっておる二十二万円の限度の問題、これはあくまでも少額所得の不追求の観点から出発しておる、こういうことで実は大蔵省としては割り切っておる、そういうふうに御理解を願います。

○広瀬秀三委員　たいへん申しわけありませんが、ただいまの問題と関連をしまして……。

いま平林委員は、給与所得者の場合、そして妻が内職収入なりあるいはパートタイムなりということで取り上げられたわけですが、利子所得が奥さん、配偶者にあるという場合に——いま大臣も盛んに少額不追求だということを言われておりますが、奥さんが利子所得者であるという場合、これはいまの税法では、租税特別措置なりあるいは所得税法の規定を突き合わせてみますと、これは少なくとも理論上また法律上、三十万あっても五十万あっても、あるいは百万あってもかからぬということになるんじゃないやありませんか。その点どういうたてまえになっておりますか。

○細見政府委員　現在は源泉分離でございますから、所得がありましてそれが総所得として合算されないという問題はございません。ただ、これからは申告不要という形になるわけでありますから、たてまえとしては、所得がある方については、利子でありまして少額不追求の範囲というのは五万円で線が引けるということになります。ただその場合合いますのは、税額が源泉徴収で利

持するために絶対額において不足するから出る。その度合いはまだ多いわけであります。調査結果によると、大体月収五、六万円くらいの人、家庭において共働きが多いということを見ても、私には現在の分析としては間違っていないと思ふのです。だからそういう意味から考えますと、私はやはり、うちにいる家庭の主婦ももちろん苦勞であるけれども、それ以上に、ある意味では内助の功というものは、二十二万五千をこえたらなく

重しなものはたない。こゝにふくまれないものがあるのでありますが、それには家庭のあり方というものを税法上どういうふうに見ていくか。夫婦相寄って一つの社会単位を形成しておる、そういう姿を率直にこの税法上にも表現していくかといふようなことを考えるべきであるのかどうかという問題もあります。現にそういうような考え方です。やっている国もあるのです。そういう社会単位と云うか経済単位と云うか、そういう中における課

す。

○広瀬(秀)委員 現状ではそういうことになる。しかし今度の条文の改正によつてそういうことはない。やはり五万円は五万円ということになるということなのですが、それは具体的に何条でございいますか。これを示して納得のいくように説明してください。特に利子所得の場合に、少なくとも現状では、これは源泉分離がかりにあるとして

も、たとえば源泉分離の残ったあとに五十万なり七十万あったという場合でも、これはその御主人は依然として配偶者控除は受けているということになるのです。それを指定した条文はどれでございますか。

○細見政府委員 百二十一条で確定申告を要しない所得というのに、いま申し上げております利子の源泉分離所得があるわけでありまして、百二十一条であります。

○平林委員 とにかく大蔵大臣、あなたはこの点は、十万円というのが妥当であるというお考えのようなんですけれども、そうじゃない。この内職による平均収入が一体どのくらいになっているかという実情調査に基づくと、昭和四十三年ですと、八万九千円、九万円になっているわけなんです。しかも、総合的な調査によりますと、十万円から十二、三万円になるのが非常に多くなっているわけでありまして、十万円程度でこれは申告をせなければいかぬというふうにするのは、現実には合わない、これが私の出発点なんです。それから、これは非常に権威のあるところで調査していただいたものでありますけれども、団地の主婦でパートタイムに行かれていた人たちの個別調査によれば、一日四時間か六時間くらいしか働かない。それでなお平均月収が低いところは一万一千円から高いところは一万八千円という程度になっているのです。四時間か五、六時間でですよ。時間給一時間百五十円くらいの計算で。

そういうことから考えますと、やはり私は十万円という部分について現実には照らして底上げを考へること、同時に、ただいま申し上げました配偶者控除の定義から考へてみまして、どうかひとつ、税法上妻を離婚するような政治を、将来を嘱望される大蔵大臣がおとりにならないでほしい。これはこの程度にしまして、検討していただくというところになっておりますから、きょうは別の角度から少し私の見解を申し上げましたので、ひとつ十分主婦のために政府においても真剣に検討し

てもらいたい。希望いたしておきます。

次に、非課税所得の問題についてももう少し詰めてみたいと思つております。昨日私は有価証券の譲渡所得を含めて、あらゆる譲渡所得に対しては所得税を課することが総合課税主義のためから当然であるという主張を、形を変えて論及をしたわけでありまして、しかるに所得税法の第九條は、これについては、条件つきでありますけれども、非課税の分野にこれを含めております。ただ、継続して有価証券を売買することによって得られた所得、これは政令で定めるもので除外をしております。いわゆる買い占めであるとか、イロハというように三項目は除いて非課税だ、こういうふうな規定にしております。ところがさらに所得税法の施行令第二十六條によりますと、今度はまた売買の回数が五十回以上、それからその株数なり口数が二十万以上であるというふうな規定をして、それ以外のものはよろしい、非課税である、こういうふうな発展をしてきておるわけでありまして、私はきのうは、この五十回、二十万、こう規定した根拠は何かと言つたら、主税局長はあまり明確な答弁をしてないのでありますけれども、これはさておきまして、私はきょうあらためて正確にお聞きをしたいことがあります。

それは、なぜ有価証券の譲渡所得には課税をしないのか、これをひとつ正確に答弁をしてもらいたい。それによつてまた私は論議を展開していきたい。

○細見政府委員 有価証券の譲渡所得につきましては、法制的には一定のものを除いて非課税所得になっておりますが、その立法の淵源、理由といつたしましては、譲渡所得は一方で譲渡損とからみ合つておるものでありまして、同一人につきましても、ある一定時期を画して所得計算をいたします場合に、譲渡所得と譲渡損とがかなり同一人により同時に発生いたしております、結果的には所得が出ないという問題、あるいはまた譲渡所得を課税するといつたしますれば譲渡損を控除したきなければならぬという問題で、繰り越し控除とか

あるいは自分の手持ちの株を売却して譲渡所得が発生しないような方向で、外国の事例などによりますと譲渡所得課税を免れる方法等もございまして、あるいはまたさらに譲渡所得によりますと所得と、あるいはその損失と、その他の所得との合算の過程、特に損失のような場合にも課税するようになつてまいりますと、損失は控除しなければならぬわけでありまして、普通の営業所得からこういう株式の譲渡損によるような損失を控除していただろうかといういろいろな問題を総合的に勘案いたしましたして、譲渡所得、株式の売買の過程で何らかの富が動いたことは事実でございしますので、それを有価証券取引税という形で取ることが結果的に譲渡所得に課税するよりも税の執行も容易であり、譲渡所得の幾らかがこれによつて吸い上げられておつて、結果的には譲渡所得課税と同様な効果があげられるということで非課税になつておるわけでございます。

○平林委員 実はゆうべ私、家に帰りました。渡邊喜久造さんの本を読んだのでございまして、「税の理論と実際」という本で、これを見ようといわれ、ヒントを得たのです。なぜ有価証券の譲渡所得に課税しないか、なかなかうまく説明してありますので、読み上げてみますから、大体いまでもその考え方は間違いないと思つたので、ひとつ確認をしてみたい。

これによりますと、第一、有価証券の譲渡所得は、その性質上税務署による調査が困難であること、したがつて、「所得者の自発的な申告が、有価証券業者などの積極的な協力を得るのでなければ、公正な課税はほとんど不可能に近い」こと、これを第一の理由としてあげておるわけでありまして、

第二に、「広く一般的に所得者の自発的な申告を得るには、所得者の気持ちに現在そうなっていない」、「有価証券業者などの積極的な協力も、それが有意である所得者の利益に反するものだけに、実際問題としてなかなか得にくい」、「これも一つの理由にあげておる。

第三に、「有価証券の譲渡所得課税がなければ有価証券市場へ向つたであらうと思はれる資金が、これがあるがために他に使われるということもあり得る。」そこで非課税ということにする。

第四に、「かくて、資本蓄積のきわめて重要な今日においては、負担公平の原則には理論上は反するとしても、有価証券の譲渡所得課税は廃止すべきだとの意見が強くなつて、昭和二十八年度の改正で「大小に關係なくすべて非課税」とされている。こう書いてあるんですね。

私はこれを読みまして、きのうの説明よりはこつちのほうがちよつとまじだと思つたんですけれども、まあ大体こんなことじゃないでしょうか。

○細見政府委員 その御説明は、投資家心理とかあるいは税務行政に対する協力とかいうような問題、特にロッキンといわれる株式の売買を押えるであろう、証券市場に悪い影響を与えるであろうというふうな、投資家心理的な要素を非常に強く持つておられるわけでありまして、私がきのう申し上げておりましたのは、社会の富をいたしまして、譲渡所得というものは一方で譲渡損があるので、結果的には、国の歳入としてはその辺を考へれば有価証券取引税というやり方も一つの巧妙な税制ではないか、こういうことを申し上げたのであります。

○平林委員 大体赤になつたときにも、損失になつたときもやしませんよと、いろんな意味もあつてございまして、積極的には、私がいまあげた四つの理由がおおよそ非課税にしておる理由であらうと思つた。

そこでひとつ国税庁長官、あなたに伺いますけれども、有価証券の譲渡所得はその性質上、税務署による調査は困難である。したがつて「所得者の自発的な申告が、有価証券業者などの積極的な協力を得るのでなければ、公正な課税はほとんど不可能に近い」こういうんですが、国税庁長官、いかがでしょう、やはりあなたも困難である、こうお考えですか。

○吉國(二)政府委員 御承知のとおり証券の取引

は非常に大層でございます。これを課税するためには、その個々の売り上げの帰属、さらにそれに對する個々の証券の取得価格、これらを正確に把握しなければなりません。実際問題として、まず第一に取得価格といふものが、現在個人で売買をしておられる方はほとんど資料等はございません。これが、渡邊長官が書きました個人の協力がないとなかなかむずかしいという一つの点だと思ひます。それから売り上げの捕捉でございますけれども、これも日に何億株という出来高があるわけでございます。これを毎日証券会社の帳簿について調べ上げるといふことになりまして、これはもう証券会社自体も仕事ができなくなつてしまふ。そういう意味で、現在の有価証券取引市場といふものを前提としながら、絶対に不可能であるといふことではございせんが、そういうものを前提としたしました場合には事実上不可能に近い。それを一部分だけ取り出してやるということになりますと非常に不公平になる。そういうことから、再三議論があつた結果としてこういうことがきめられたと思ひます。証券会社の帳簿を見た場合でも、今度はそれが架空名義であるかどうかということからまた解明していかなければならないというようなことで、實際上非常な困難があることは、これは認めざるを得ないと思ひます。

○平林委員 有能なる国税庁長官にしてかくのご

とし。しかし私は、もしこの有価証券の問題についてやろうと思へばやる方法は幾つでもあると考へておるわけでは、非常に課税の不公平を押しつけておるのと同じです。これをそのまま認めておるといふ現状は、私はむしろ政府の怠慢のせしめを免れない、かように実は考へておるわけでありまして、これはまたひとつ、具体的な方法について意見だけを申し上げておきます。

つ、今度は大蔵大臣向きの理由が書いてあるわけでありまして、「有価証券の譲渡所得課税がなければ有価証券市場へ向つたであらうと思はれる資金が、このために他に使われることがあり得る」といふのが非課税のあれになつておるのである。きのう私が取り上げた問題は、株を上場する場合、つまり株の公開のときの課税問題ですね。すなわち、これはまあ名前を言つてもいいと思ひますので、赤井電機といふ会社が昭和四十四年三月に二部に株を上場する、そのときに公開されたその数は千五百万株、そのときの公開価格は五十円株が三百三十円、取引所の開始価格が一ペんに二倍になつて六百六十円、以下七百二十五円、七百三十五円と、二カ月、三カ月を経て高くなつてまいつたので、この株の公開にあつたのは非課税という規定があるものでありますから、この会社はすなわち合計いたしまして、五十円と三百三十円との差二百八十円、これが千五百万株でありますから四十二億円の利益があつたことになるわけですね。この創業者は、きのうのお話ですと社長さんが一人で一千万株、その他数人が創業でありますから、合計して五、六人の人が四十二億円の利益を得たといふことに相なるわけでありまして、これが一銭も税金がかからぬということになるわけですね。これが昭和四十三年にこれだけではない、ほかに、名前はあまり言わないでおきますけれども、八件、八つの会社がございまして、それぞれ十億円あるいは十億八千万円、四億五千万円、三億九千万円、こういうものがあつたとしても税金が取られない、こういう実情になつておる。先ほど議論をしておりましたように、五、十、十、十を私は争つておりますけれども、一方において四十二億の所得があつても税金が取られないといふことは、まことにつり合ひ上から考へてみてもあまりにも不公平な措置ではないか、こういうことを述べたわけでありまして、これも、この株の公開の場合には、本来「有価証券の譲渡所得課税がなければ有価証券市場へ向つたであらうと思はれる資金が」他に使われるというこ

とにはならない。利得になるわけなんでありまして、どうも私は渡邊喜久造さんの説を読みまして非課税の理由は納得できなかったわけでありまして、それから第四の理由に、「資本蓄積のきわめて重要な今日においては、負担公平の原則に理論上は反する」といふ、大小に關係なくすべて非課税にしておる、こういうことにつきましても、それならば大蔵大臣、資本蓄積の重要な今日といふならば、四十二億円の所得があつたならばその会社の資本金がふえてよりそうなるものですよね。ところが赤井電機の例を言いますと、この会社は資本金が大体十五億円の会社であります。十五億円の会社、これが公開をいたしましたから十二億五千万円になりましたから、株式においては七億五千万円ふえたといふ勘定で、幾ぶんこの資本金をふやすふに使用されているように見受けられますが、まだその差は非常に大きいといふことが言えるわけですね。したがって、非課税にしたことが資本の蓄積に役立ったかどうか。もちろん資本金だけでなくほかにもあつたに違ひありませんけれども、やはりその反応は顕著なるものがあるとはいへない。昭和四十三年の八件の株の公開の状況をみると、ただいまあげましたようなそれだけの相当の利得がありながら資本金はふえていない。どこへ回るか。私はそういうことを考へますと、非課税にする根拠につきましてもかなりあやふやになつておる。

そこで私はきょう提案をしたいのでありますけれども、少なくとも、もしかりに諸般の事情で非課税にするというならば、せめてこの大義名分である資本の蓄積に役立っているかどうか、こういう点につきましてもある程度の行政指導なり法定化なりが必要ではないか、こう考へるのですが、大蔵大臣はいかがですか。

○福田国務大臣 私は渡邊喜久造さんの書かれた

その書物を読んでおりませんが、伺つておりますところでは、一般の株の譲渡所得の非課税、それのことを申し上げておるのであつて、上場の場合

とか、そういうケースについて頭に置かれての話じゃないんじゃないか、そういうふうな思ひます。

しかし、いま上場株につきまして、その取引の回数制限とかあるいは取引株高の制限とかしてありますが、そういうことをなせざるか、こういうことは業としてそういうことをやつたのかやらないのかという判断ですね。その基準といふものはなかなかありません。そこで一つの仮定を設けまして、取引の株の数量また取引の度数、こういうことを概定的にきめてみた、こういうことだらう、こういうふうな思ひわけでありまして、その概定をいたしましたそのまた五十回あるいは二十万株、二十万株のほうはさほどでもございまして五十回に当たる取引行為であるかどうかというやうなことにしてさまだ議論があるやうな状態でありまして、これは株式譲渡課税の根本に關する問題だといふふうな考へをいたします。しかし御指摘のやうに、最近この原則を適用してみましてどうも合理的でないやうな面もだんだんと出てきておるやうに思ひます。そういう傾向等をよく見ましてこの問題も検討してみたい、かように考へます。

○平林委員 大体私の気持ちに伝わつたやうであ

りまして、大蔵大臣の率直な御見解がありましたから、次は証券局長のほうにちよつと申し上げたい。私はいま株の公開をする場合の点は、大蔵大臣に申し上げたのであります。ことしは十件くらい株の公開を準備しておる会社があるわけでありまして、これは法に基づいて大蔵大臣の承認を得なければならぬといふことにはなつておりますから、大蔵大臣のところでも御注意をいたしたく、こう思ふのでありますけれども、どうも納得できないことがある。たとえば五十円が三百三十円になつたりあるいは五十円が二百六十円になつたり、非常に幅が大

さいわけですね。それだけじゃありません。取引所に上場してその始め値が、いまの赤井電機の場合をとりますと、三百三十円がさらに二倍の六百七十円にはね上がる。おおよそ、その他の例を見ましても同じように、公開価格も高いけれども、始め値あるいは一カ月、二カ月たつても非常に高いことになっておるわけです。それは含み資産その他、株の場合、上場された場合、あとはそれぞれと思惑もありましようから、これは論ずるまでもないと思ひます、株の流通という点で。私はそこまでは触れませんが、しかしこの公開価格のきめ方を少し合理的にきめる必要があるんじゃないか。これは少なくとも発行の会社あるいは引き受けの証券会社が相談してきめておると思うのでありますけれども、こうした国民の批判があることにかんがみ、こうした公開価格のきめ方についても、私は、政府、証券局がもっと合理的なもの、あるいはこうした非難が起きないようにふくうをすべきでないか、こう考えるのでありますけれども、その点について御意見を承りたいと思ひます。

○志場政府委員 たいはい平林委員から御指摘されました問題でございますが、私も全く先生のおっしゃつたような問題意識を持つております。ただいまの例にあげられましたが、株式を上場しますためには株主数が四百人以上要することになっておりますし、また五千株未満の株主、つまり浮動株と申しますが、そういう株主の持つていらつしやる株数が、資本金によつて違ひますけれども、相当数なければならぬ。たとへば資本金が三、四億でありますと八十万株以上なければならぬといったようなことで、そのために、従来同族会社として発展してきました会社は、したがつて少数の株主、役員によつて保有されました株をまず公開しなければならぬ。その場合に、公開の方法は増資の方法もございまして、それを避けるとすれば、役員が持つてゐる株を一般に売り出さなければならぬということになります。その場合に証券会社の引き受け機能というこ

とをどうしても要することになってゐるわけでございます。公開そのものは発行会社並びにその役員の仕事でございます。大蔵大臣に、売り出すための有価証券の届け出を出していただくわけでありま。したがつて、公開価格と申しますものも基本的には発行会社がきめて差しつかえない、またきめるべき性質のものでございまして、証券会社としてはアドバイザーといつていろいろ価格決定に参画するといふこととございまして、その段階で大蔵省といつたしましてはこの価格決定につきましてはやく申すことではないといつたてまででございます。

それから、各証券会社がどういふふうな角度からその公開価格というものを算定してゐるかといふこととございまして、私もいろいろとおもな証券会社の価格算定の要素につきまして調べてみております。ですけれども、必ずしもそれは統一した方式を採用はしておりません。またいろいろ危険度合い、引き受け業者としてのリスクを見込みましてのディスカウントをある程度いたします

が、その場合も、商法であります、上場されてゐる株式を増資する場合、たとえば時価発行の場合に時価の二〇〇％くらいのディスカウントレートであれば適正な価格という商法上の判定もございまして、ディスカウントレートは算出価格に比べて二〇％を上回るといふ例もございせんけれども、どの場合に一〇％にし、どの場合に一五％にするかといふ面についてはまちまちな面も多うございまして。どうしてもその間に証券会社といつたし、押えていこうという気持ちも働いてゐることはい

なめないと思ひます。また、株価自体を算定いたします場合に、ディスカウントする前の価格自体を算出する場合におきましては、その会社と同じような事業をしてゐる同業種と申しますか、そういう会社を三社ないし五社選びまして、その一株当たりの純資産の状態とか利益の状態とか配当率の状態とか利回り

の状態とか、そういう既上場の会社の株価とか、そういういたものを基準にいたしまして平均株価的なものを持つてくる。これは相続税の場合、同族会社の株式の評価をいたします場合に国税庁方式で算定する方式もございまして、大体同じようなこととございまして、そういうことでいろいろと要素をとりましますけれども、全く同じ業種といふものはなかなかありにくいのでございまして。しかもこういった会社の場合にどうしても過小資本的なきらいもございまして。しかも公開する会社といふものは将来の発展、成長に備へまして設備投資をする、そういう成長性が非常に高いという傾向がありますため、そこらのことはなかなか織り込みにくいのでございまして。ですから証券会社としましてはできる限りの比較検討といふことをやつて

いようでございまして、結果論といたしまして、結果から見ますと、何だ、安い価格をつけたじやないかといふような批判が出る面も確かでございます。しかしこれを事前にその結果が一致するような値段を求めるといふことはなかなかむづかしいと思ひます。

ただ私もとしましては、お説のような批判もございまして、つとに問題意識も持ちまして、少なくとも同種法人のとり方につきましては、極端なことをいいますと安いものを何か見つけてこようじやないか、そういう安全のためにいろいろ類似してゐるような会社を、無理にとは申しませんが、いたずらに引つづけることはやめるべきじやないか。類似してゐる会社といふものにつきましては、将来の成長性といふものを十分考慮に入れて、一社でもいいじやないか。できるだけその当該会社と近似してゐるものを厳密に選んでいく。それから各社において算定方法がばらばらであるといふことも非常に疑惑の念を持たせるのじやないか、なるべく統一的方式でやつたらどうか。またディスカウントレートなるものもこれはむやみにすべきじやなくて、原則的にはある少ない範囲の幅でもつてとどまるべきであつて、それ以上どうしても大きく割引く必要があるとい

うならば、それは個々に十分立証されたいといひじやないか。こういうことで、大筋の話といたしまして、現在ある私どもの考え方の具体的な方向といふものを検討いたしまして、証券会社、引き受け会社のはうに提示する。場合にによりましてはそれを業務方法書の一環といたしまして、それによつて算定するといふことを指導してみたい、こう思つてゐます。

なお、その公開価格はそういうふうにして事前の価格を決定しますが、その場合は、上場されたとき、この根づきの状態が非常に上のはうに根づくのじやないか。これにつきましては公開株数をうんと多くする必要があるのじやないかといふこととか、あるいはその場合に、株主を四百名以上にしますために公開割りつけもいたしますけれども、それが特定の限られた株主、そういうような者に割り当てられることがありますと、あたかもある一定の価値物を贈与するごとくになりかねませんので、あるいはその場合にどういふ方法にしますか。たとえばせり売りのような、競争入札のような議論もあるかもしれません。ですから、問題は単に公開価格の決定の場合にとどまりませんで、上場する場合の配分の問題、ないしは公正な価格上の根づきの問題、そこまで広がつていくわけとございまして、まず価格決定のところから私も考えまして、できるだけ合理的な方法で統一すると同時に、引き続きその後の状態につきましても問題意識を持ちまして善処してまいりたい、かような段階でございまして。

○平林委員 公開価格の決定のしかたを合理的にするといふこと、それから公開して始め値で売つた場合の合理的な分配、株の数を多くするとか、あるいは類似会社との比較とか、あるいは知名度、リスクの問題とか、いろいろあると思ひますが、さしあたり行政的な問題でお話しような配慮、努力といふものを払つてもらいたい。基本的には大蔵大臣にひとつ今後御検討いただくことにしまして、きょうは問題を提起したにこれはとどめておきたいと思ひます。

次に少額貯蓄非課税制度の問題につきまして若干お尋ねをいたしたいと思っております。私どもは、銀行利子の非課税の問題につきましては、少額貯蓄非課税制度があれば事足りるではないかということから、利子に対する課税の問題につきましては何回も議論をいたしましたわけでありませんが、きょうはその少額貯蓄非課税制度そのものの運用は一体どうなっているか、この点につきまして、最近の事情をひとつお話しただきたいと思っております。

私の承知しているところでは、預金者があれば、金融機関の店舗を経由して提出された申告書を毎年税務署でチェックをし、名寄せしているという話を聞いておるわけですが、最近の結果ではどういうことになっておりますか、ひとつお聞かせをいただきたいと思っております。

○吉田(二)政府委員 少額貯蓄非課税制度は、御承知のとおり、国民貯蓄組合を廃止するのと入れかわりに三十八年に設けられたわけでありまして、その後貯蓄の増加に応じてふえてまいりました。現在額で約十兆八千億程度ということになっております。御承知のように、最初の段階では一種類一店舗という制度でございましたが、現在は百万円の範囲内で四十二年度の改正で何店舗でもいいというようなことになってまいりましたので、最近是非課税貯蓄申告書の数がかなりふえてまいっております。現在までに税務署に出された総数は約六千九百万枚、これはもちろん累計でございます。一店舗時代は毎年大体七十万枚前後が出てまいりましたが、改正後は約百万枚程度が出てまいっております。これを毎年税務署におきまして定期的に名寄せをいたしまして、その名寄せによって、限度額を超過したもののについては正をさせておるわけでございますが、最近の調査では約一二％程度は正を求めたものがあるという実情でございます。

さらに、提出した非課税貯蓄申告書そのものが二重になって限度を超過しておるという問題のほかに、非課税貯蓄申告書そのものを仮名でやってお

るというものがあつたわけでございます。それは定期的ではございませんが、サンプル調査でその住所、名称等を住民登録等で照合いたして調べておりますが、これも一〇％程度の不明分があるということでございます。その後金銀協にもその実情を話しまして自主的に審査をさせました結果、約二十億円の正を正はかつてまいりました。やはり金融機関自身の努力というものを加味しないと、そういう不正申告が絶えないということにもなるかと思ひます。そういう点で現在金融機関とともに、少額貯蓄制度が法律の予想するような適正な姿で運用されるように、これにはかなり大きな努力を払っているわけでございします。

○平林委員 もう時間がありまからこまかいことを聞いていただけない。この運用の実態について、別にひとつ概況を資料として提出をしていただきたい、こう思ひます。

同時に、いまお話がありましたように、補正し、追徴したものが二十億円もあるということ、少額貯蓄非課税制度が必ずしも貯蓄奨励というよりは、税を免れるといったような傾向も強く出ているというところの証左でもあると考えているわけでございまして、中には間違ひもあるでしょうけれども、やはりそういう形でこれが運用をはかられるということは、少額貯蓄非課税制度の自殺行為でもあります。私はそのことから考えますと、かなり金融機関の窓口規制で回避できるものもあるはずでありますから、やはり当分の間残るわけでありまして、その運用については厳正を期すべきである、そういう配慮を行政指導の上においてもやってほしいということを申し上げておきたいと思ひます。

それからもう一つこの問題に関連して、郵政省の貯金局の次長さんお見えですね。この銀行利子非課税の問題について私どもが追及していきますと、郵便局のほうもかなりやっております、こういうお話がしばしば聞かれるわけであります。いづれにいたしましても、最近郵便貯金をふやすため

に、一部ではありますけれども、郵便局がどうも露骨な宣伝をしておる。隠し財産ができますとか、あるいはまた貯蓄を郵便局にすれば税務署に届ける必要もなければ、税金ももからず、貯金の秘密が守られる、こういうようなことをやることは私は少し行き過ぎだと思つておるわけであります。しかし、銀行関係にも、たゞい少額非課税貯蓄制度の運用を見ますと、郵便局だけを批判する資格は全くありません。大体われわれをして言わしめれば、利子については免税にしてくれというものが、貯蓄の奨励だとか何とかいって、上品ぶつてかつこうをつけて要求をするか、一部の郵便局みたいに露骨にやっているか、どつちかはうは幾らか上品におやりになつてゐる、郵便局のほうは幾ぶん露骨にやつてゐるというだけであつて、根性にはちつとも変わりがない、私はそう考へるのであります。しかし、こういう批判がありますと利子の問題につきましてもやはりいろいろな批判が起つてくるわけでありますから、郵政省のほうも注意してもらなければならぬ。

そこで、最近のこうした実情にかんがみまして、あなたのほうではこうした批判にこたへての具体的な措置をおとりになつたでしょうか。もしなつたならば、どういふ措置をおとりになつたかをひとつ明らかにしていただきたいと思ひます。

○田中説明員 仰せのごとく、郵便貯金は国営事業といたしまして法律にのっとり、しかも品位を保ちながら事業を運営していかなければならぬということは当然でございます。郵便貯金の周知宣伝等につきましても、国営事業という立場から現在きつめてつまつし行なつておりました。たとえばテレビ、新聞といったような媒体を使うよりは、むしろちらし、ポスター程度のものので済ましておるわけでございます。たまたま一部の局におきまして若干表現に行き過ぎの点が見られるという御指摘がございましたけれども、このこと

はむしろごく一部の例外でございまして、郵便貯金の周知宣伝は全般的に適切に行なわれておるとわれわれは考へておりますが、なお私どもといたしましては、常識的に判断いたしまして、一般国民に誤解を与えるような表現をとつたような周知宣伝の活動は十分自粛していかなければならないということで、今後とも郵政省の責任におきまして是正すべきものは正していきたい、かように考へております。昨年も当委員会におきましてこの問題が提起されました、私どももいまと同じ御答弁を申し上げました。その後たびたび地方の関係者を会合に呼び集め、あるいは文書等におきまして、ただいまの趣旨を十分徹底しておりますので、今後そのようなものをできるだけ少なくするように努力をしていくつもりでございます。

○平林委員 ただ気持ちでいふのかい。うのうのうで、具体的な措置をおとりになつたか。いま文書等によつてと言ひましたけれども、文書でおやりになつたならば、どういふ内容で文書をお出しになつたか、それはいつ出したか、こういうことを聞いておるわけです。

○田中説明員 やや具体的なお尋ねでございますので、現在私どもがやっております措置の概要を簡単にいふと申上げます。

本年の三月二十八日付でございましたが、文書で、郵便貯金の総額制限の励行というところにつきまして、まず第一に、架空名義による預入の防止という問題につきましては、郵便局の窓口の段階における規制を厳重にやるといふことを指導いたしました。なお、総額制限違反の事実につきましても、まず窓口規制をやる。同時に、もしそれが漏れた場合には、郵便局の後方に貯金原簿を所管しておる地方貯金局がございまして、その段階におきましてもチェックをするし、さらに年々名寄せ等を行ないまして、違反のものについては法律の定めるところにより貯金を減額するといふ手続をとらせております。なお、広告宣伝につきましても、郵便局を監督する地方郵政局の段階で文案等をチェックするというような内容のものも含まれ

てございます。

○平林委員 時間がありませんからこの程度にいたしますが、いずれにしても、銀行の預金に対する利息、それから金利に対する課税の問題につきましては、私もやはり政府の態度は間違っていないと思うのでありまして、今回の改正措置でもまだ十分ではないと考えておるのです。特に少額貯蓄につきましては、われわれは預金者の心情等考えますと、政府の言うておることも全く無視するわけにはまいりませんから、わりあいと穏やかな態度をとっていただきますが、しかしそれはまた別な意味で隠れみのになっておるといふことも、私はきょう質問の中で明らかにしたいわけでありまして、こういう事態を考えまして、次に来たるべきときには勇断をもってこうした批判にこたえるという態度をとってもらいたいということを要望いたします、私は質問を終わりたいと思っております。

○毛利委員長 広瀬君、

○広瀬(秀)委員 先ほど関連質問でちょっと申し上げたのですが、若干ことは足りなかったのですが、大蔵大臣も勘違いをなされたかと思うのです。今回の改正で利子所得について源泉分離選択ができる、この源泉分離をしたほうがよいというのは、少なくとも百五十万以上——百五十万で二一%になるわけでありまして、それ以上の所得者というところから高額所得者だ。そういう場合には源泉分離をした場合に、奥さんが百五十万以上もあって利子所得の源泉分離課税を払った、その場合には、今度の税法改正によりまして依然として、奥さんがそれほど収入がありながら御主人が給与所得なりあるいは事業所得なりの所得者であつたという場合に、これは百五十万ある方が二百万ある方が、二〇%の源泉課税だけ出して、あとゆうゆうと配偶者控除を受けられる、こういう矛盾は全然解消してないことなんです。それで一方においては、二十二万五千円というふうなことで、内職あるいはパートタイムというふうなことで勤労所得なんです。いわゆる給与所得という場合には、そういう限度がシビアにある。こういう問題について大臣、矛盾をお感じになりませんか。

○細見政府委員 源泉分離課税というものをとります以上、それが源泉分離の段階におきましては、所得者というものを必ずしも明らかにしないでいい、いわゆる総所得金額に入らないわけでありまして、所得の大小の面だけをとりまして御議論になればそういう御主張もあるかと思ひますが、利子所得に対する多年の沿革もありまして、それを総合所得の一手前の源泉分離にいたした今回の改正はそれなりの意味がある、かように私も考えております。

○広瀬(秀)委員 どうもまことにけしからぬ答弁だと思ふのです。片方は夫の収入だけではなかなか十分な生活、というよりも平均的な生活もできないというところで、奥さんが一生懸命働いて内職をやる。これはかなり長時間で、子供の養育なんかもある程度犠牲にしながらやっていると、ですね。貧しい住宅環境の中で、自分のうちでやったりあるいはかせぎに出てパートでやっていると、こういうような場合に配偶者控除を受けられなくなる限度が第二条の三十三号で十万だということがびしっときまつておる。こういう段階で、利子所得で源泉分離選択をした奥さんが百万ある方が二百万ある方が配偶者控除をゆうゆうと受けられるという。先ほど平林委員からも、配偶者控除というのはいずれも一体それじゃ何だという質問が出ましたように、そういうものについて、何と云つてもこの均衡というものは著しく勤労者に酷であり、内職の、ほんとうにつつましやかに勤労をやっている、そうして獲得した所得に対してあまりにもきびしい税制でないのか。

不労所得、資産所得に対する優遇というものが、その最初の面において二〇%というところで、本来ならば三〇%あるいはそれ以上の税率で納めなければならぬものを二〇%で済み、しかも合算所得のいわゆる上積み実効税率の面で得をする。その上に、今度は配偶者控除まで受けられるという三重の差がつくわけですね。いまの、あなたが最後におっしゃった政策的な意図というふうなものは、あまりにもばなはだしく、公平の原則から見てそういう面を無視し過ぎているではないか。あまりにも非常識な線ではないか。この点をあえてあなたに、やはりそういう面も決して均衡がとれていないことじゃない、こういう政策目標があるんだと言ふのか。しかも、大体預貯金をするといふものが、これはこういうメリットがあるから預貯金がふえているんじゃないということもはっきりしているんだし、そういうふうなことで二重、三重にメリットをつけるという、そういうことはどこかでやはりできるだけ早い機会に遮断をしなければならぬし、一方において、先ほどから議論されているように、勤労所得、給与所得に対しては、きわめてシビアな境界というものを設けているものに対して、その面まで効果を及ぼす、配偶者控除という問題にまでその影響を及ぼすいわれは私はいくらもないだろう、こう思うのです。

いま大臣が向かうの用事で行かれたので、この点一休政務次官、これは政治家としての判断——これは細見局長が皮肉に思ふかも知れぬけれども、あなたも真剣にこの問題は考えていただかなければならぬと思ひます。まことに不均衡じゃないですか、どうですか。

○中川政府委員 そういふいま御指摘のような比較をしますと、一見矛盾があるような気もいたしますが、利子・配当のほうについては別の意味からこういふ特例といふんです。従来までは一五%、あるいは今回は二〇%、さらに二五%というふうなことになるわけでありまして、その点からいくと、もう一つ矛盾といへば、けさほど来問題になっております少額不追求の五万円、五万円以上収入があつたものは所得のほかに累進して計算される。ところが利子の場合であるならば、二〇%さへ、あるいは一五%さへ納めておけば累進にならない、分離という道があるわけです。これと比較してみてもおかしいじゃないかという議論があるのと同じように、利子・配当についてはあまりにも恩恵があり過ぎるのではないかと議論が、妻と比較しなくてもあるいは個人が所得した場合でもあり得たわけでございます。したがって今回、これに対する矛盾というのか、そういうことがあまりにも極端だといふところから、一五%を二〇%にし、さらにまた二五%に持つていく。いま言ったような矛盾があつたからこういうふうな方向に、批判もあつたし、また大蔵省当局も改定をしていったものであらうと思ひますが、広瀬君の御指摘全くそのとおりであります。奥さんの場合だけまた特別な対策を講ぜよということも一つの議論かと存じますけれども、それじゃ奥さんが株を持った場合にはだんなさんが持った場合よりは、あるいは利子の配当を受けた場合には損をするというふうなことも、だんなさんが持ったよりも奥さんが持ったほうが損だといふことであつても、これはバランスの上からいっていかかといふような気もいたします。いずれにしても、私も政治家として、妻の座の、さっきのパートタイマーと比較すると何か矛盾があるという気持ちがあるのは率直なところでございます。

○広瀬(秀)委員 いろいろ前段で言ったことに對しては一々私は反駁したくなるのですけれども、最後のところで、きわめて矛盾があるといふことを認められたから、矛盾があるといふことについて認識があるならば、それを改善する努力というものには当然あるだろう、きわめて善意に解釈して、きょうは時間もないことですからここでやめますが、この問題については十分ひとつ次官も努力をしてもらわなければいかぬ、こういうふうな思ひます。

そこで、このような矛盾というものが、これは法人課税そのものからやはり来ていると思うのです。この点から配当課税があつたり配当控除があつたりというふうなことも、これは配当控除の問題では触れなかったのですが、同じようなことだ。こういうことになりまして、やはり法

人課税という問題についてしつかりした、いままでのような法人課税の方式というものを何らかしつかりした基盤の上に築いて、絶えず動揺と矛盾を繰り返すというふうなことでなしに——この点はちよつと読み上げてみますと、長期答申において、仮案ではあるけれども、一つの方向といふものを出しておられるのです。これについてはいろいろの考慮すべき条件も幾つかあげられておるわけですが、そういうものを考慮するにしても、まず法人税の課税標準は法人の利潤税にしたかどうか。税率は一本の比例税率とし、留保分、配当分を区分しない、こういうことになるわけですが、中小法人、たとえば資本金一億円以下の法人については軽減税率を設けることを検討する。以下ずつと、個人株主については配当控除を行なわず、法人株主の受け取り配当は益金に算入する。ただし親会社の子会社から受ける配当の場合は別扱いにする。現実には株主即経営者であり、株主と企業と密着している法人について株主分割課税方式の選択を認めることについて検討する。以上の改正に伴い、所得税の税率を一般的に引き下げる。制度改正に伴う負担変動を緩和するため所要の経過措置を講ずる。こういうふうなものが一つの方向として示されているわけです。

基礎をしっかりと据えて、新しいすっきりとした体系に持っていくように考えられるのか、その辺のところをひとつこころではつきりさしていただきたい。

○細見政府委員 御承知のように、戦後の日本の法人税制はシャープ税制によりまして根本的に変わったわけでありまして、つまり在来の日本の法人税の考え方は、法人と個人とを別個の納税主体として考える考え方であったわけでありまして、それをいけば別々の納税主体としてではなくて、法人税を所得税の前払いというふうな觀念にしよう、ただその場合に、こまかいわゆるグロスアップ方式というのは執行上いろいろの問題があるというところで、税額控除方式をとりますと、御承知のように低額所得層と高額所得層との間にはかなりの税額控除の差異を設けなければならぬというの調整がでないわけでありまして、それがあまり煩瑣になるといふことで二段階程度のものにしており、あるいは一段階の時代もあつたわけでありまして、そういうことで上に厚く下に薄く二重課税排除というように形に、二重課税であるとして、なつておつたわけでありまして、そこで、そういう税制を何年か施行いたしておつたわけでありまして、これがなかなか国民感情として定着しない。さらに理論的には、法人税負担というものがほんとうに株主にだけ帰しておるものかどうか、つまり法人税に転嫁があるものかといふような基本的なことにつきまして、また世界的にもきまつた解釈がないというふうな現状でございます。

人利潤税のほうを是とする方が多くなくて、むしろ現状が好ましい。よく税には、すべて古い税が良税で新しい税が悪税だといふことわざがございますように、戦後何年間の間に、日本の産業社会の中にいまの法人税制というのはそれなりにとけ込んでおるので、これを急激に変えることは困るという問題、あるいはさきに、おそろくシャープも予期しておらなかつたと思うのであります。日本に戦後非常に大きくなつてまいりました法人成りの現象、つまり法人が非常にふえてまいりまして、その過程で法人の中にもいろいろの間の東畑会長も申しておりましたように、新日本製鉄のような会社や、あるいは奥さんやむすこさんで経営者が成り立つておるような、ほんとうの家族会社というふうなもの、これを全く同じ税制で規制していいかどうかというふうな問題が社会の問題である。あるいは経済の基本的な問題としてそれをどう律するか。商法の上では一律に律しているのではありませんが、税法ではたして同じように一律に律していいかどうかという問題もからみまして、いまの利潤税の考え方につきまして、世の中になかなかこの方式のほうを望ましいという議論が出てまいらなかつたわけでありまして、その提案におきましては、御承知のようにパートナーシップといひますが、組合課税を導入して、小さな同族会社に対する二重課税の排除というふうなものを提案いたしましたわけでありまして、しかし、ただ単に税だけの問題ではなくて、どんな株式会社化しておる日本の企業の現状からいいたしますと、税の上で株式会社としてそれを取り扱わないといふことにつきまして、法人税の基本的な仕組みというものにつきましては、なかなか国民的な合意を得るといふことがむづかしかつたわけでありまして、

は高くなければならぬわけでありまして、逆になまた所得税が安くなれば、配当控除率は高くなければ従来の法人税の考え方からはおかしいわけでありまして、それが法人税は高くなつておつて、配当控除は低くなつたわけでありまして、その意味におきまして、まだ法人の税制の基本につきましてはわれわれさらに検討をいたさなければならぬと思ひますが、その仮案に出ておりましたような負担の實質的な方向には一歩進んでおるといふことは言えようかと思ひます。ただ、それを理論的にすつきりいたしまして、こゝに解説したと言えない。非常に複雑な、統一的に解釈しにくい法人の形態というものについて、まだ割り切つた理論が出ておりませんので、こういう理論でございまして、結果は、広瀬先生におわかり願ひするように、本来二段階、二重の意味において引き上げなければならぬ配当控除が引き下げられているといふこと、結果としての意図をおくみ取り願ひすれば幸いだと思います。

○広瀬(秀)委員 いろいろ主税局長述べられたのですけれども、今日では、法人税といふものは本来株主に帰すべき税負担を前払いをするんだ、こういうシャープ勧告以来の理論構成をとつて法制を組み立ててきています。そういうふうなことから、支払い段階のところで配当控除措置をとり、さらに受け取り段階のところでまた配当控除をやると、こういうふうな複雑なものを生み出している一つの原因になつておるわけですね。しかも今日学者の説によれば、四十年、四十一年にわたつて改正して三〇%の税率を下げたわけだけれども、實質的には一〇%くらい下がつておるではないかといふ学者もあるわけですね。これに対しては大蔵省側から問題の指摘もあつて、それはどうではないかといふこともあるけれども、現実の問題として、そういうふうなものを考慮しても、なお三〇%以上に實質税負担率も下がつておるという証明は少なうともあるわけですね。そういうふうな問題点もある。

こういうような法人税制というものをとって
おつて、しかも国際比較においてもきわめて低率
になっている。なるほどそういうようなことで非
常に法人に有利な、担税力から見て税負担率とい
うものは非常に低いという全体の構成を見て、い
まの税制がいいんだ、いまの税制がいいんだとい
うのは、法人段階から当然そういう声が出るで
しょう。しかしやはり為政者としては、少なくとも
も税の基本的な原則に立つて考えるならば、やは
り税の公平な負担という問題、しかも富の再配
分、こういうような問題、またそれをもとにした
財政というものが国の資源の再配分というよう
なことにまつてくるということ、しかも今後は高
福祉高負担ということが必要だというような新し
い政策課題というものを含めまして、この際、何
年かの準備期間は当然置いていいと思うのです
よ、しかしやはりすつきりとした、国民が納得で
きるような法人税体系というものをもう一べん組
み直して見る。そうでない限りいろいろ矛盾が
絶えず出て、この特別措置で何とも苦しい説明し
か皆さんもできないようなことを、繰り返して繰
返しやらなければならぬことにもなるということ
を考えざるを得ないわけです。

したがって、この問題については十分いままで
の税制でなれ切つていふと、これはあまり
にも有利であるからむしろそういうことが言われ
るのであつて、總体的に有利過ぎた、やはりそう
いうものが私はあると思うのです。そういうよう
な抵抗というものは、やはり基本原則を
もう少し踏まえた立場において検討を真剣に急い
でもらいたい。これは一応二十年にわたつて定着
してきたものですから、なかなかこれを一挙にと
いうわけにはいかないにしても、この問題につ
いてはより一そう真剣な立場で前向きに取り組ん
でいかねばならぬと思うのです。

そこで、今度の場合に配当の分については税率
を引き上げなかつた、これは一体どういふこと
ですか。配当課税というものをやつた趣旨はわか
るにしても、今回引き上げるといふ場合に、留保分

を引き上げたといふ場合にはこの分についても当
然引き上げていいのじゃないか。そうでないと、
配当性の高いところ低いところ、しかも配当性
向の高いところというのはいやういふ法人に多い、
そういうようなことで中小との間の法人税負担の
格差というものはこの面でも温存され、むしろ拡
大される、こういうことにもなる。この矛盾、一
体どういふ考えでこのことをやられたのか。

○細見政府委員 今回の法人税負担の引き上げで
ありますが、配当分あるいは留保分を含めまして
一律に引き上げるというふうな考え方もそれなり
に、いまの法人税制の基本に触れないで負担だけ
の増加を求めるといふ考え方からすればとり得た
方法であつたかとも思いますが、振り返つて経過
を見てまいりますと、御承知のように四十年、四
十一年の税負担の軽減は留保分だけに行な
われまして、配当分につきましては引き下げが行
なわれておらなかつたわけでありまして。そういう
沿革を踏まえれば、財源事情その他から見れば留
保分のほうの増税をまず考へて、さらに不足する
場合には配当分も含めて総合的に考へるという考
え方であつてしかるべきであらうと思つてあり
ますが、今回は留保分の引き上げだけをとりまし
て大体歳出上必要な歳入はまかなえたというよう
な事情もありまして、また沿革から見ましても留
保分だけの引き下げが行なわれておつたというよ
うな事情、あるいは資本の自由化を控へまして、
日本の企業の自己資本比率はますます下がつて
おつて、このままでは危機的な様相を呈するの
ではないかといふような議論、そういうものを総合
的に勘案いたしまして留保分だけの引き上げにい
たしたわけでございます。

○広瀬(秀)委員 この点でも不満があるのです
が、時間がありません。
証券局長来ておりますが、この株式保有者は、
今日ビープルズキャピタルズといつていけるけれど
も、一体どのくらいいるのか、この数字を示して
いただきたい。
それから、株式は大体どのくらいの所得階層以

上が持つてゐるのか。これはいわけゆる従業員持ち
株といふようなこともあつて、そういうものはか
なり下になるだらうけれども、一般的な傾向とし
て、そういうものを抜いた場合において、どのく
らいの階層からいわけゆる資産の所有形態として株
式保有に向かうのか、こういう問題でどの程度の
所得階層以上と思われれば、この点をひとつ明ら
かにしていただきたいわけなんです。

それで、ついでに数字を聞いておきますが、一
番新しい四十四年度、もうわかつたと思うのです
が、個人に対する配当額、それから配当に対する
税額、これをあわせて数字を示していただきたい
い。

○志場政府委員 お尋ねの個人株主の状況でござ
います。実は正確な統計がございませんので、
と申しますのは、一人で数銘柄所有してゐるとい
うことがあるものでございまして、延べの数字
はわかるのでございまして、名寄せいたしました
個人の数といふことは、それは実は統計がないわ
けでございまして。そういう意味で、はなはだ申
しわけない次第でございまして、延べで申しま
す、昭和四十三年度の株主数でございまして、法
人その他全部を合して一千八百三十六万四千
人と申します。そういうことになっております
が、その中の個人その他は七百九十九万一千
人でございまして、九七%を占めておる次第で
ございます。ただ、いま申し上げましたように名寄
せしました実数はございせんので、ただいま広
瀬委員のお尋ねのお答えとしましてははなはだ不
十分だと存じますけれども、とりあえずそうい
う資料しかいまここには手持ちしておりませ
ん。

全体を一〇〇といたしますと、五十万円以下の
ところが五・四%、人員では一万七千人くらいに
なるうかと思ひます。それから百万円以下が約五
万人で一五・七%くらいになります。それから二
百万円以下が約九万人で二九%くらいになりま
す。それから三百万円以下のところが約五万五千
人くらいで一七・六%、約一八%くらいになりま
かと思ひます。五百万円以下のところも同じくら
いの人員であります。同じように約一七・六%
くらいになります。一千万円以下になりますと、
人員で申しまして三万六千人くらいで一・一
五%、一千万円超が一万人で三・五%という
ような形になっております。ただ、金額になりま
すと、どうしても高額所得層のほうの所得が配当
所得としては大きくなつておるうかと思ひま
す。

○志場政府委員 所得階層別につきまして補足し
て申し上げますと、総務府統計局の貯蓄動向調査
からの世帯の関係でございまして、株式は、一世
帯当たり平均の保有額は十四万五千九百円、こ
うなっております。それを世帯別に見ますと、世
帯収入が六十一万九千円までのいわゆる第一に分
類される世帯におきましては一世帯当たり三万二
千円、その上の六十万から八十万までの収入世帯
では二万六千円、その上の八十万から百万円まで
の収入世帯では五万二千円、その上の百万から百
三十七万までの収入世帯では十三万三千円、その
上が、いわゆる第五分類となりますものが、一世
帯当たり三十六万一千円というものが、それぞれの
世帯の、収入別の世帯区分ごとの一世帯当たりの
株式の保有額平均でございまして。

○広瀬(秀)委員 それは数字でいいですが、い
ずれにしても、この株式保有の方向に資産形態を
持つていこうといふのがかなりの高額所得者とい
うことになるわけでありまして、これに対する優
遇といふものがやはり依然として高額所得に対す
る優遇であることには変わりないわけでございます。
そこで、今度の配当課税に対する特例、すなわ

な、所得階層別につきましては、主税局のほ
うの課税資料があるかと存じますけれども、私の
ほうではいま手持ちしてありません。
○細見政府委員 税のほうの資料でございまして
で、申告があつた人のうちで配当所得のある納税
者が何人であるかといふ形でしかわからないこと
を御了承願ひたいと思ひます。

いて配当控除の切り下げが行なわれる。一方基本的に、少額貯蓄につきましては少額貯蓄非課税というものがあり、片やこの少額配当の申告不要制度がある。また税率につきましては同じく二〇%、二五%というふうにしたしております。利子と配当との総合的なバランスということになると、これはなかなか選択しやすい話でありまして、たとえばいまの源泉徴収の税率にいたしましたも、その根っこになる配当控除のことを考えれば、配当のほうの税率が理論としては高くなっておりますけれどもありますが、そういうような点なかなかむずかしい問題はございますが、今回の改正全体のバランスは、日本におきまして間接投資が優遇され過ぎておるのではないかとというような批判も踏まえまして総合的なバランスをとれば、現在改正いたしました程度が一応バランスのとれた相応の改正ではないか。これをさらに基本的に総合課税のたてまえにいたすということは、これは別個の観点で検討すべきであります。現状をその総合課税との間に一歩近づけた措置としては、この措置だけでなくて、利子・配当に対する全体を総合的にごらん願いたいと考えるわけであります。

○広瀬(秀)委員 時間が超過しておりますからこれでやめますけれども、総合的に考えれば考えるほど、こういう問題についてはもっとシビアにやつてよろしい。そうすればほんとうにいま動労

大衆が要望しておる諸問題についてはより前進的にやれる。財源もこういうところからだつて生み出せるはずなんです。そういう立場でひとつものの見方を少し変えてもらわなければいかぬと思うのです。

どうかひとつ、硬直した頭じゃなく、そういうスタンダードポイントを変えてものを見る立場でこれから善処をしていただきたいということを最後に要求をして、きょうはこれで終わります。

○毛利委員長 田中君。

○田中(昭)委員 きょうは久しぶりに大蔵大臣にいろいろお尋ねしたいと思っておりますが、大臣が不在でございますから、席をあけておりますか。

と云います。

ずっと以前より私が問題にしてまいりました問題でございますから、当時もいまの長官もいらっしやいますし、よくおわかりいただいておりますと思いますが、当委員会ではいろいろ税制の問題について議論を重ねてきたわけでございますが、その中で、何といひましても税は公平でなければならぬというようなことは一般的にもいわれておりまして、大事なことだと思ひます。公平であり負担能力にたえられるものであるとかいうことを大臣もおっしゃっておられますが、そうしますと、その実行機関である国税庁も当然そういう面に努力をなさっておるということは私もよく知っておるつもりでございますが、その努力も、よく現在の税制というものと客観情勢というものを配慮しながら、また人間がやることでございますから、その人間、それに携はる職員の方、また納税者の気持ちといふものも、私は十分考えた上での公平を保つていかなければならない、こう思うわけであります。

そこで長官としまして、現在の税制に忠実に税法を執行することはもちろんでございますが、特に公平が大事であるとするならば、その公平を基本として守っていく上において、長官としてのどのような施策をなされてきたか、そういう面についてまず今後の決意も含めてお聞かせいただきたい。

○吉國(二)政府委員　国税庁が税務行政を執行いたしましたに際しましては、仰せのとおり税法をできるだけ忠実に実現をする、それはまた、税法自体が公平を目ざしているものでありますから、したがって、税法を忠実に実現することによつて法律の庶幾する公平を実現したい、こういう考え方で進むべきものでございますが、同時に私どもが、一番大事に考えておりますことは、税が公平に行なわれる前提としては、やはり納税者が税といふものについて十分な知識を持ち、同時に税が本来納税者の義務であるということに根ざした正しい

申告をなすといふことを見ても、納税者には税務行政は完全を期し得ない、かように考えているわけでございます。納税者が正しい申告をして得るように、税務行政としてはまず納税者に対する協力、指導という面を強く考え、同時に、やはり納税者の中には意識的に脱税をはかる者もございいます。それに対しては正しい申告をしようにとする納税者の意欲を妨げるという面が非常に大きいのでございます。それに対してはできるだけ厳正な立場でその是正をはかつていく。さらに、脱税者の税の是正をはかる場合におきましても、税というものは本来一年限りのものではございませう。大体においては、事業を行なっている者あるいは法人については年々繰り返して発生するものでございますから、一時の脱税を摘発するにいたしましても、その後脱税が繰り返されないような指導をあわせて行なう。いわば広い意味では税務行政というものは納税者の自主的な申告というものをいかにして引き出すか、いかにして協力するかということの指導の面と、さらに調査の面で担保することである。しかし調査と申しましても、長い目で見れば、その納税者にとつては指導的な意味を持つはずである。そういう観点から、私も就任以来その方向をできるだけ打ち出すようにつとめてまいりました。

たとえば調査をいたしました場合でも、納税者の調査に対する認識を深めるという意味で、申告が間違つていればその内容をできる限り明らかにする。納税者が進んで直そうというときには無理やりにも更正決定はしない、むしろ修正申告をとるというような指導をやるように、強くその方針を出してまいりました。非常に迂遠なようではございますけれども、税務行政が全納税者をすべて疑つてかかるような形で運営される限り、税務行政は決して最後まで理想に達しないと私は思います。税務行政というのはやはり納税者の申告を正しくするという方向にすべての努力を傾けるべきものだ、かように考えてやってまいつたわけでございます。

○田中(昭)委員　そこで、理想として実際に税法どおりに徴税行政が行なわれていかなければならない。そこに、いま長官が言われました正しい申告といふことです、正しい申告——これは世間でいうことです、私たちが世間でいうことをよく聞きますが、正しい申告をすれば、特に中小企業以下、零細企業というのは営業は成り立っていないか、税金をあたりに納めたらつづけるんだ、こういう極端な例も聞きますが、これはまた実際の税務の第一線でもそういうことは言わず語らずみんながあると思うんです。そのことは別に置きまして、いわゆる国税庁としては税法に公平の原則を当然貫いていかなければならないということであるならば、国税庁の管轄の第一線の監督機関としては国税局である。国税局は管轄の税務署の税金収納について全国的に権衡を保つという仕事もあるかと思いますが、いわゆる各国税局別に税金の収納がどうも——いわゆる法律に公平をうたておるし、またそうしなければならぬというところを考えると、各地方別の国税局においては、はなはだしいアンバランスが起こっている。いわゆる都市の国税局の収納は当然、いまの過疎過密というようなことを考えてみると、都市に一切の経済活動が集中して、そしてそこからあがる税金というものがふえなければならぬ。これはいままで私が議論してきた中でそれは認めてもらったわけでございますが、その反面、地方局のほうはどうしても税金が少なくなる。だから職員も地方局のほうから引き抜いて都会局のほうに人員の配置がえもしていくというような行き方、そういうことから考えてみて、当然地方局のほうは税金があらなくなつたというのを私がここでお聞きしたわけでございますが、その結果が、国税庁のほうから報告をいただきますと明らかになつたわけであります。ということは、都市局のほうでも少し税金の収納——これは税の課税標準の捕捉という問題も十分あると思うのでありますが、そういうことを考えていくならば、都市局のほうのいわゆる捕捉の問題も十分であるとい

う結果の報告をいただいたわけでございますが、こういうふうになつていくことは、いわゆる税制の基本的な法律で定められたこと、それに対して、いまはいろいろな特別措置的なことがございまして、それによって、税法がほんとうに公平の原則を欠くような姿になつておるということであるならば、さらにその実際の徴税の実施機関としてそういうのを直していく方向に、いわゆる不公平が少しでもなくなるように努力すべきであると思ひますが、いかがでしょう。

○吉國(二)政府委員　御指摘のように、三十七年ごろまで都市局につきましては税金のシェアが非常にふくらんでまいりました。三十年ごろに比べて都市局のシェアが急速にふえておりましたのが、三十七年から四十二年にかけては、都市局と申しますか、大都市を含んだ、東京、大阪——特に東京はややシェアが減少してきておるといふのは事実でございます。おそろしい理由があると思ひます。

私どもといたしましては、御指摘のような過疎過密という問題に対応いたしまして、東京、大阪に相当な定員の配置をいたしまして、それに応じた職員の配置も心がけておるわけでございますけれども、実際問題といたしまして、熊本局の職員を直ちに東京局に送り込むということも不可能な状態にございまして、実際問題としては新しく入つてまいります職員を東京、大阪、名古屋の三局に優先配置をするということで定員と実員の一致をはかつてまいりました。そういう意味では、おそろしく東京局、大阪局の職員構成は、地方局に比べるとかなり若いということがあるかと思ひます。

しかしそれで直ちにシェアが変わつたことが説明できるかという点は、これは一義的には私は言えないと思ひます。若干そういう点ではまだ都市局に重点の置き方が足りないという点はこれを認めますけれども、それで直ちにこういう結果が出たともいえない点は、たとえば四十年、四十一年という経済停滞期には、御承知のように、やはり事業に非常に大きな打撃がまいりますと、大

な所得が集中しているところほど影響を受けやすいという問題もあるかと思ひます。なお、長くも少し私どもも内容的に検討してみたいと思ひますけれども、いずれにいたしましても、都市局にもっと集中をする必要があるということは私も認識をいたしております。

しかし実際には限度がございまして、現在私どもの考えておりますのは、都市局においてはできるだけ機械化をはかりまして、内部的な仕事は機械にすべて依存させる。それによって實際上、配置された人員が指導、調査に当たり得るチャンスをやや大きくするというところで、実質的に人員をふやすと同じ効果をあげるように、いままでこの八年間国税庁で検討をいたしてまいりました電子計算機技術、この四十五年度から四十六年度にかけて都市局に大々的に導入をするという予定で考えております。これによって、実質的には相当な人員が異動したと同じ結果を生じ得るのではないか。さらに職員の採用等につきましても、できるだけ都市局集中を今後とも続けていきたいというところを考慮しておりますが、実人員を各局からの確に移動しないという点では、その点かなりの限界があるのを、私どもとしては何か打開をしたいというふうなことを、今後とも機械化の推進、都市局への職員の集中ということをはかつてまいりたい、かように考えております。

○田中(昭)委員　いまのお話によりますと、大体そういうところがあるから職員の充実もはかつてつとめていきたい、また内部的な問題もあるから機械化していきたい、そういうことは私もよくわかります。

ところが、せっかくそれだけのことをやりながら、それじゃこの実績はどうあがつているのか、ここが私は問題じゃないかと思ひます。いわゆるいま世間で税金が高いといふことの中に、いろいろ問題がありますが、しかし国税庁のサイドに立つて一番お願いしたいことは、先ほど長官は正しい申告の云々というふうなことをおっしゃいましたが、それにも関係してくる。それじゃ正しい

申告を納税者に求めるならば、いまの税法はその正しい申告を求めるような方向にいつておるかというところを考へる一つの材料として、いまの税法くらい難解でめんどうくさくて、ほとんどの人にわからないものはない。この委員会でも私が、総理大臣をはじめ、大體自分の税金が幾らで、どうなつていくか計算できませんかと聞くと、知らない、わかりません。まあ皆さん方もまたさうだろうと思ひます。また、所得税が対象になります。所得税を扱う第一線の職員が、同じ所得税ですけれども、いわゆる普通の所得税以外の譲渡所得、そういうものについては計算ができない。そこまでこの税法が難解であり、むずかしい。そして公平の原則が曲げられていく。これは、こういう姿でいかに納税者に正しい申告を求めるのかなんとかいっても、問題点があるのじゃなからうか。そういうむずかしい状況にあるということを考えてもらわなければいけない、私はこう思ひます。

ところで問題をいまの税金のシェアのほうに戻しますが、そうおっしゃつた中で、実績はどうなのだというところは私は聞いておるわけです。その実績が、明らかに所得のあるところに課税されていくという方向を向いておれば私はいいと思うのですが、実際はそうじゃない。私が指摘しました三十七年から四十二年の統計を見ても結果が逆なんです。どんどん都会の所得のあるところが脱税——脱税というところかしらうございすけれども、脱税とまでいわなくても、所得のあるところはだんだん捕捉がへたになつてきておる、できなくなつてきておる。所得の少ないところがどんどん捕捉が充実している。どうですか。第一線の税務をやっている人はこれが一番問題になつておるのです。

まあ一、二例を申し上げますと、あるいなかの中堅税務署で、直税部長さんという方が職員を集めて、このいなかの税金の取れないところをどうすれば税金がよけいに取れるか、こういうことを職員に聞いておる。そういうことを聞くのは東京

局とか、こういうところに聞かなければいけないのです。その税金を取るといふことは、それは徴税をする国税庁の立場に立つてみればなかなか熱心だということにもなるかもしれないけれども、納税者にとってみればこんなまでわからないような税金になっておりながら……。全部いまの税金に対する不満というものはそういう問題がある。それと、いまの徴税機構の第一線の税務署でもそういう問題がある。この際申し上げておきますが、この直税部長がそういう質問をしたときに、ある中堅の職員で、二十年ぐらい税務署につとめて、待遇はまだ役つきにもならないという、そういう職員が言ったそうです。直税部長、あなた何を言うか、税金のことはまだよくわからぬのだから、税金をふやすためには、いまの人員を三倍にすれば五倍の税金を取れる、そういうことを言ったわけですね。そういうことで直税部長もぐうの音も出なくなつた。いわゆる都市局と地方局において、国税庁としては公平に税金を取るといふ仕事をやらなければならないのに、逆にそういう面も出てきている。

それから、この際申し上げておきますが、それは東京局で働いている税務職員がいまどういふことを実際に具体的に考へているか。もうこういう状態でいつたら税務機構はやがては破壊してしまふ、こんなことを私たちに言ってくる。また会つたときにそういう話をします。その第一番の問題は待遇が悪い。私も何十年かの役人生活をしましたので、待遇の問題はいろいろわかりますが、その待遇の問題を言うといふことは、実際自分の職場につとめておつていろいろな不公平と矛盾がある。ちよつと調査に行つても、大事などころにいけば圧力がかかつて調査ができない。資料調査に行つても資料を出してくれないというようにな、そういうことを訴えてくる。そのほかにもいろいろあります。いま長官は、新しい人を養成してやっていると云いますけれども、税務出身の人が、純粹な気持ちで第一線に配属され、そうしてそのいやらしい内部のそういうことを見て、自分

はほかの職場に行つて働けば、たとえば五万円ない五万円の収入が得られる、そちらで自分は誠実な仕事をしたいほうがいいのだといつてやめたい希望を持っている。また実際長年つとめた人がやめている。こういう問題がございしますから——この問題ばかりで言つても何がありますか、そういうことを長官はなお一そう考へていただかなければならない。そうしていまのいわゆる税金をあげる、不公平といふものがさらに公平になるように努力していかねばならない。そのことについて、もう一回決意をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○吉田(二)政府委員 おつしやるまでもなく、私も同じことは、各国税局それぞれが受当な課税をするといふことに努力をすることが必要だと思ひます。そのためには、要員、設備その他を考へていかなければならないといふことを先ほど来申し上げてゐるわけでございます。その努力を今後とも續けて、欠陥があれば是正をするといふことに努力をしてまいりたいと思ひますが、御説のとおり、税務職員の待遇がよくないといふ点は私も非常に残念に思ひます。しかし他の一般公務員に対して、税務係給表を適用されて若干でも優遇されてゐることも事実でございますが、私もほんまうと優遇されてゐるべしと思ひつてございします。これはむしろ納税者の方がそう言つていただくと必要なんではないかと。国民の同意がなければならぬ。それがむづかしい。そのためには、やはり国民の同意が得られるような税務署になるという努力をしてまいらねばならない。同時に、税務署の活動といふものが、実はきびしい調査をやつても、国民全体のためだといふ気持ちをお持ちいただくことが必要だと思ひつてございします。先生方もその点で大いにバックアップしていただきたい。また私もその努力を續けてまいりたい、かように考へております。

○田中(昭)委員 次は、大臣、お待ちしておりましたから大臣にお尋ねしたいわけですが、今国会になりまして、いままでのいろいろな税制の改正

目標としたものがある程度達せられたというようなことも、私は形の上でそれを確認しながらおるわけでありまして、特に政治的な今後の方向として、七〇年代は内政の年ともいわれております。その内政の充実がはかられるといふこの年、また年代に向かつて、税務行政はさてどのような方向に行こうとしておるのかといふことを探つてみますと、直接税によるところの税収と、いわゆる間接税の占める税収の割合が、どうもおかしくなつてきたのじゃないかといふような大蔵大臣のお考へが、新聞報道等でもされておりますが、このいわゆる間接税をどういふふうにしていくのか。特に間接税の中では、私はさしあたってやつてもらわなければならぬ問題はいろいろございします。その中の一つを取り上げれば、物品税なら物品税といふようなものに対してどういふふうな今後の方針といひますか、検討がなされていくのか、まずお尋ねしたいと思ひます。

○福田(昭)大臣 間接税につきましては、長期的な問題と当面の短期的な問題とがあると思ひます。長期的な問題といひましたのは、あるいは売り上げ高税でありますとか取引高税あるいは付加価値税といふようないろいろなことがいわれておりますが、そういう問題も十分検討してまいりたいと思ひます。しかし、これは長期的な問題、しかもなほ長期的な問題かと申しますと、物価に非常に関係が出てくるわけですね。いま物価問題は経済政策の重大な問題でありますので、そういう物価に刺激を与えるような施策はとるべきではない、こゝろいふに考へるのであります。そういう考へ方から、検討はいたしますが、検討した結果これを実施するといふ考へは当面持つておりません。ただこれからの財政を考へますときに、どうして直接税のほうの減税を考へたいと思ふのです。それからまた別に国家需要といふものが大きくなるという考へを考へておかなければならぬ。それに対して個別消費税といひますか、そういう考へ方をとりたい、こゝろいふに思つておるのであります。物価問題が非常に大事であり

ますから、物価のことを考へなければならぬが、物価にそう大きな影響を与えないで税収をあげ得る消費税、そういうものをこれから模索していきたいのだ、こゝろいふ考へであります。

○田中(昭)委員 なかなか頭の回りの悪い私たちには、いまおつしやつたことが具体的にどういふ——物価に影響を与えないような消費税を長期的に考へるとおつしやいましたから、さしあたって来年あたりは間接税の増徴はないといふことに理解していいのでしょうか。それとも、そういひながらもことは物品税の増徴は行なわれている。前の年は酒も行なわれた、たばこも行なわれた、こゝろいふ実績がありますので、わずかながらもその間接税的なものが上がつていくといふこと、そういう現実も考へた上で、ひとつもう少し具体的に、大体長期的な考へだから、さしあたって来年に間接税を増徴するといふことはないとこゝろいふに理解していいものかどうか、その点もう少し……。

○福田(昭)大臣 総合的な形の間接税、これは当分実施はいたしません、こゝろいふことを申し上げておきます。ただ個別的な消費税、これは物価に与える影響等も考慮しながら検討して、いいものがあればこれを直ちに実施をする、こゝろいふにいたしたいと思ひます。

○田中(昭)委員 それはなかなか抽象的なことばです。ここでお尋ねするものなにかと思ひます。確かに物価の問題といふことを第一番に考へていく現在の政府の姿勢の中で大きくそういひながら、その物価の一番基本になるいわゆる地価の問題、こゝろいふ問題についてははなはだ税制が——いままでここで論議されたことは、地価対策等についてはその土地の対策の全体ができなければならぬ、それを補完する程度で税制対策といふものを考へていくのだといふことをいままで承つておりますが、どうも最近の地価対策の問題点並びにいま大臣がおつしやるような物価の問題等を考へたならば、私はものすごく後退した税

制の姿ではなからうかと思う。いままでのその経過を考へてみますと、さらにさらに積極的税制もこの地価対策について考へなければ、もう取り返しのつかないようなことになるのではないかと、いふうに考へるわけでございます。

といひますのは、昨日の当委員会でもいろいろ地価対策等についての質疑もありまして、こういう問題について触れていきたいと思います。昭和十九年五月二十九日の衆議院本会議において、自民、社会、民社の共同提案による左の決議が可決された。いわゆる地価安定施策の強化に関する決議、この中の最後のほうに「地価の高騰を抑制するための強力な措置として、農地との調整を考慮した土地利用計画を策定し、あわせて地価の公示制度を確立し、土地の有効利用を促進するため、たとへば空閑地税等の税制その他の制度を設ける等積極的な諸施策を検討して、すみやかに地価の安定を図ることを強く要望する。右決議する。」というふうな決議もなされておるのであります。そこで、これについて一昨年でございますが、さきに新都市計画法ができて、並びにその後地価公示法も成立しました。そういう経過を見ますと、この新都市計画法においては法律の施行も逐次行なわれて、現在市街化区域と調整区域の線引きが行なわれております。こういう段階になってきまして、またいろいろなむずかしい問題が起きてきているように、新聞等の報道も毎日のようになされております。

そこで、この地価公示法を見てみますと、地価に対する法的な規制はないわけですね。ですから、地価市場に対するいろいろな問題がさらにこじれておる、このように私は思うのです。したがって、総合的な土地対策が急を要するということが、具体的に税制の上でもどのような処置をお考へになつておるのか、大臣のお考へをお聞かせしたいと思います。

○福田国務大臣 土地問題、これは土地問題そのものの基本が非常に大きな問題だと思つておるのです。

その土地問題の中で一つの問題である地価の問題、これも土地問題というものの対する解決がありまじやうと、私はこれはなかなか解決はむずかしいと思ひます。税で幾らやってみても、税でこのむずかしい問題が片づくはずはない。場合にやりますれば、土地の譲渡に対して重課をする、そういうことがまた逆に地価を高騰させるというふうなことになるわけで、そこでしかし、税が補完的にどういう役割をするかということになりまじやうと、何と云つても地価問題というのは需要供給の關係だろつと思ひます。そういうので昨年土地税制というものをやつてみたのですが、その効果はどういうふうになつておるか、これはなかなか判定のむずかしい問題であります。実質的にはことしからやつておるわけですから、まだまだその評価をするという段階には至つておりません。

それから、供給をふやすということがとにかくこの税制でどのくらい実現されるかということが問題ですが、供給をふやすためにはもう一つ、土地を所有しておるということが重荷であるという形をつくる必要があると思つておるのです。そういう意味合いからいひまして、いわゆる空閑地税、未利用土地税というふうな考へ方、これは私は正しい考へ方だと思ひます。しかし、さてこれを実行しようと思ひますと、何が未利用地である、あるいは何が空閑地であるというその判定が、土地政策がほんとうに確立しておりまじやうとこれはできません。そのようなことで、未利用地であるいは空閑地だといふような線引きのないままに、固定資産税というものが地方税として取られておるのであります。

現在のような土地制度のもとにおきましては、私はまあいろいろ検討してみましたが、この固定資産税というものを、この形を当面は伸ばしていかへばあるまい、こういうふうな考へておるのでございますが、この固定資産税にいたしましては、これを伸ばしていくことにつきましては、これはまあ国民の総意、コンセンサスを得ることの

非常に困難な問題が多々あるわけでありまじやう。ちやうどことは固定資産の評価がえの年に当たるわけでありまじやうが、さあこれをほんとうに評価できるかどうか。都市近傍の農地の問題というふうなむずかしい問題もあるわけでありまじやう。その固定資産税すらがそういうような状態なんです。土地税制というものは非常にむずかしいものであります。私は、そういうむずかしい環境ではございませうけれども、これを打開して固定資産税を伸ばしていく、こういう方向をとるべきだといふうに考へておるまじやう。

さらに土地公示制度、これがもう少し徹底をした状態になりますれば、この土地公示価格を基本にいたしまして何らかの税対策というものが考へられるのじやあるまいかといふうに考へまして、公示制度がもう少し広く浸透し得ることを期待しておるわけでございますが、この土地公示制度に対する課税問題なんか実施されるということになると、またさらにこの公示制度が權威を増すということにもなりますので、私はこれは非常に興味ある問題であるといふうに考へておるまじやう。

○田中昭二委員 私ずっとあとでいろいろお尋ねしようと思つていた問題まで大臣が大体先を察してお答えになつたような気がするわけでございます。

そこで、やはりいろいろな施策をやつたならば、その施策が事実上いふゆる法の精神、いふゆる目的を達成しながら、そしてより以上の施策を講じなければ、ただここで大臣がおつしやるように、よからうと思つてやつてみたけれどもなかなかそれがまだ結果がわからない。まあいまそれはそれとしていいでしよう。

しかし、現実の問題として土地利用計画がまだなんだといふようなことをおつしやいますけれども、何といひましても、先ほどから読みましたように、この地価対策については政府はあけて考へなければならぬ問題だといふことも言われまじやう、当然新都市計画法並びに公示制度等で、たと

えば新都市計画法によつていま線引きがなされておる、その段階においていろいろな土地の税制の問題の上からその線引きをなされる、市街化区域内とかどうかだといふような問題に対応する税制を考へていかなければ、私は為政者の態度ではなからう、こう思ふのです。その証拠に、新聞報道等を読みましても、いわゆる地価が無制限に上がつていく、このことでもうけるのは地主と不動産業者だけなんだ。一番土地のほしいサラリーマン、住宅を建てなければならぬ人たちはいつも下積みになつて損をして、そして困つておる。こういう問題の人の助けのために土地政策を、地価制度も考へていかなければならぬ。この新聞報道なんか全然でたらめかといふと、一々読んでみましてもお尋ねすれば、それはもうほんとうに、ここに大蔵省がどう言つたといふことが載つております。まあ私はこれは読むまでもないと思ひます。

それでは私が端的に申し上げますと、たとえばこういう全国的な地価の問題について、いふゆる社会的資本の充実もおくられておりますし、それで新都市計画法によつて市街地と市街地調整区域といふような一応のことが進もうとしておる。それに対する税制上の対策を、施策をつくらなければならぬと私は思ふのです。そこではつきり申し上げまして、空閑地税の創設といふような問題を私は当然検討しておらなければならぬと思ひますが、そういうことを検討してないのか検討するかどうかでもけつこうでございますから、お答え願ひたいと思ひます。

○福田国務大臣 これは検討するかどうかの話ではないのです。もう前から検討いたしておるのですが、しかしいかなる土地が空閑地であるかという判定は、これはまあほとんどいまの土地の制度のもとにはできません。そういうふうなことで、先ほどからも申し上げておるのです。が、そういう思想を生かすためにはいまの一般的な土地の課税、土地の資産課税、固定資産税を伸ばしていくという方向、これで考へていくかは

す。そういう意味から申しまして、現在のところ
そうした住宅控除的な考え方を取り入れるという
ことは検討しておりません。

○田中(昭)委員 それはむずかしい問題だということばかりですけれども、いまの話は、初めは住宅控除をすべきであるかという話、それも考へてのことやうな話、最後はそれはむずかしいという話、いろいろの財産の評価のことについてお話を私聞いておいて、そこまで言わなければならぬのだからという感じを受けたんです、大臣、いまお聞きになっておりました——大体この問題は、総合的なことはきくのも民社党の岡沢さんからこれに関連する質問がでておりました、そのときの大蔵大臣の答へ等が新聞等に報道されておりましたが、いわゆる市街化区域内の固定資産についてはどのようなことをやるかということについて、大蔵大臣の私見をのべておいて、また今後自治省とのいろいろな検討もなされると思いますが、そういうことも考へて、いま自治省の実際の担当官のお話しになることをもう少し政治的に何らかの解決法を見出していかねば、具体的に私がいまあげました実例といふものの救済にはならない。救済どころか、それこそむちゃくちゃになってくると思うのですが、どうでしょうか。

道は、私はこの固定資産税というものを中心にして何か調整の道を講ずる、こういうのはかないのじゃないか、こんな感じを持っております。

○田中(昭)委員 先ほど空閑地税の話をしましてからそのちのほうの話と一緒にしまして、私の思っていることがわかっていただけないように思うのです。

もう一べん固定資産のほうの課長さんにお願ひしますけれども、現実問題としてこの評価基準をどうするわけでしょう。いまあなたのお説のようなことでは、市街化区域内で、わずかな収入で住宅を持っている人なんです。あなたは先ほど、住宅用に使われるかどうか判定するのがむずかしい、市街化区域内に収入の少ない、きまづた収入の人がおいて、その人の住まうた土地、建物、その分の高い固定資産税を払わなければならぬ、ということについて、その人はその財産を持っておりまして、それを換金することができないのです。換金すればそれだけのものを払うことができない。換金する、何かそれによって金を貸してくれるか、国がそういうことを保証してくれるか何かならば、それはそういう公示された価格に近い時価程度で評価という問題はいいかもしれぬ。それからさつき実際の売買で評価するといふようなことをおっしゃいましたけれども、いまの固定資産の評価といふものは実際の売買価格で評価されておられます。ですからその低い価格でいま評価額がきまっております。それでも収入の少ない、特別な収入のない方たちはたいへん税金は安いものではない、こういう認識があるのじゃないか。そういう感じがするのじゃないか。それが今度の制度によって線引きをしたばかりに、そういう境遇の人が高い固定資産税を納めなければならぬといふことはあまりにも過酷じゃないか、こういうふうに私は言っておるわけです。その点どうですか。

○山下説明員 税の性格の問題であらうと思ひますが、財産の価値に基づいて担税力を見出して課税するという固定資産税におきましては、ある評価をいたした土地の土地がなければその土地の評価に定資産税の性格でございまして、先ほど申し上げましたが、所有する人のいかによって差をつけるわけにはいかないのじゃないかというふうに考へております。ただ御指摘のような問題もございまして、新しい評価がえの結果をたまたままで使うといふふうには考へておらないのでございまして、毎年若干ずつ税負担がふえていくという、いわゆる負担調整措置によって税負担の増加をお願いしたいというふうに考へております。

○田中(昭)委員 時間がないということなので、私もだいたい質問を申し上げるわけですが、私も、最後に、まず大臣、いま問題になっております新幹線の法律がまさに今国会で成立するといふような話が出ております。この財産はまた法文には何もうたてておりませんが、国の台所をまかなう大蔵大臣として、この新幹線の財産は大体どのようにお考えになっておられるか、ちょっとお聞きしておきたいと思ひます。

○田中(昭)委員 いままで福田大蔵大臣といろいろお話をしましたが、まだまだ問題がたくさん残っております。きょうは時間を与えていただきまして、その時間内にできません問題が、いわゆる税務行政の一つの問題である東淀川税務署方式の問題、それから佐藤内閣になってからどうも税金を取り過ぎていくといふこと、実際の決算収入と税制改正で行なう減税、それから予算、こういう問題をきょうは私は大臣からぜひお聞きしたいと思つておりましたが、時間がございませぬから、この次にまたそういう時間を与えていただきたいと思います。

○毛利委員 永末君。

○永末委員 四つほど伺います。最初申し上げておきますから簡単に答えください。

第一は、未成年者に対する課税をどう考へておられるか。第二点は、給与所得者に対する定額控除の性格をどう考へておられるか。第三点は、保険控除をどう考へておられるか。第四点は、今回の同族会社の定義に関する改正、この四つ聞きますから簡単に答えください。

○福田国務大臣 新幹線の問題はたいへん金のかかる問題であります。その財源は財政財源でなく、おおむねが金融財源、こういうふうになるかといふふうにお聞きします。しかし、いずれにしてもこれを実施するといふことになる財源を調達しなければならぬ、そういうことになりまして、いま御提案があるという想像される新幹線立法、これはいづつどういふ線をどういふふうによつて設けるかといふことは書いてあるわけではない。政府は、一応のデッサンを示す、そういう方向でございまして、これを実施する際には、どの線をまず着手するといふようなことを具体的にきめまして、またきめるにあたりましては財源等の事情もよく見まわして、それに今度は具体的に財源づけをやっていく、こういうことになるかと

思ひます。いま、まだその財源をどういふふうにするかといふようなことまで考へておる段階ではないのであります。

○田中(昭)委員 いままで福田大蔵大臣といろいろお話をしましたが、まだまだ問題がたくさん残っております。きょうは時間を与えていただきまして、その時間内にできません問題が、いわゆる税務行政の一つの問題である東淀川税務署方式の問題、それから佐藤内閣になってからどうも税金を取り過ぎていくといふこと、実際の決算収入と税制改正で行なう減税、それから予算、こういう問題をきょうは私は大臣からぜひお聞きしたいと思つておりましたが、時間がございませぬから、この次にまたそういう時間を与えていただきたいと思います。

○毛利委員 永末君。

○永末委員 四つほど伺います。最初申し上げておきますから簡単に答えください。

第一は、未成年者に対する課税をどう考へておられるか。第二点は、給与所得者に対する定額控除の性格をどう考へておられるか。第三点は、保険控除をどう考へておられるか。第四点は、今回の同族会社の定義に関する改正、この四つ聞きますから簡単に答えください。

○福田国務大臣 新幹線の問題はたいへん金のかかる問題であります。その財源は財政財源でなく、おおむねが金融財源、こういうふうになるかといふふうにお聞きします。しかし、いずれにしてもこれを実施するといふことになる財源を調達しなければならぬ、そういうことになりまして、いま御提案があるという想像される新幹線立法、これはいづつどういふ線をどういふふうによつて設けるかといふことは書いてあるわけではない。政府は、一応のデッサンを示す、そういう方向でございまして、これを実施する際には、どの線をまず着手するといふようなことを具体的にきめまして、またきめるにあたりましては財源等の事情もよく見まわして、それに今度は具体的に財源づけをやっていく、こういうことになるかと

思ひます。いま、まだその財源をどういふふうにするかといふようなことまで考へておる段階ではないのであります。

○田中(昭)委員 いままで福田大蔵大臣といろいろお話をしましたが、まだまだ問題がたくさん残っております。きょうは時間を与えていただきまして、その時間内にできません問題が、いわゆる税務行政の一つの問題である東淀川税務署方式の問題、それから佐藤内閣になってからどうも税金を取り過ぎていくといふこと、実際の決算収入と税制改正で行なう減税、それから予算、こういう問題をきょうは私は大臣からぜひお聞きしたいと思つておりましたが、時間がございませぬから、この次にまたそういう時間を与えていただきたいと思います。

○毛利委員 永末君。

○永末委員 四つほど伺います。最初申し上げておきますから簡単に答えください。

第一は、未成年者に対する課税をどう考へておられるか。第二点は、給与所得者に対する定額控除の性格をどう考へておられるか。第三点は、保険控除をどう考へておられるか。第四点は、今回の同族会社の定義に関する改正、この四つ聞きますから簡単に答えください。

○福田国務大臣 新幹線の問題はたいへん金のかかる問題であります。その財源は財政財源でなく、おおむねが金融財源、こういうふうになるかといふふうにお聞きします。しかし、いずれにしてもこれを実施するといふことになる財源を調達しなければならぬ、そういうことになりまして、いま御提案があるという想像される新幹線立法、これはいづつどういふ線をどういふふうによつて設けるかといふことは書いてあるわけではない。政府は、一応のデッサンを示す、そういう方向でございまして、これを実施する際には、どの線をまず着手するといふようなことを具体的にきめまして、またきめるにあたりましては財源等の事情もよく見まわして、それに今度は具体的に財源づけをやっていく、こういうことになるかと

思ひます。いま、まだその財源をどういふふうにするかといふようなことまで考へておる段階ではないのであります。

○田中(昭)委員 いままで福田大蔵大臣といろいろお話をしましたが、まだまだ問題がたくさん残っております。きょうは時間を与えていただきまして、その時間内にできません問題が、いわゆる税務行政の一つの問題である東淀川税務署方式の問題、それから佐藤内閣になってからどうも税金を取り過ぎていくといふこと、実際の決算収入と税制改正で行なう減税、それから予算、こういう問題をきょうは私は大臣からぜひお聞きしたいと思つておりましたが、時間がございませぬから、この次にまたそういう時間を与えていただきたいと思います。

○毛利委員 永末君。

○永末委員 四つほど伺います。最初申し上げておきますから簡単に答えください。

第一は、未成年者に対する課税をどう考へておられるか。第二点は、給与所得者に対する定額控除の性格をどう考へておられるか。第三点は、保険控除をどう考へておられるか。第四点は、今回の同族会社の定義に関する改正、この四つ聞きますから簡単に答えください。

○福田国務大臣 新幹線の問題はたいへん金のかかる問題であります。その財源は財政財源でなく、おおむねが金融財源、こういうふうになるかといふふうにお聞きします。しかし、いずれにしてもこれを実施するといふことになる財源を調達しなければならぬ、そういうことになりまして、いま御提案があるという想像される新幹線立法、これはいづつどういふ線をどういふふうによつて設けるかといふことは書いてあるわけではない。政府は、一応のデッサンを示す、そういう方向でございまして、これを実施する際には、どの線をまず着手するといふようなことを具体的にきめまして、またきめるにあたりましては財源等の事情もよく見まわして、それに今度は具体的に財源づけをやっていく、こういうことになるかと

る、これは一体どう説明できるだろうか。おまえは恩恵を受けておる。おまえはすでに給与を受けておる、負担能力があるからだ、こうなる。しかしこの給与は税金を払うだけの負担能力のある給与だろとかという疑いを持つでしゅうね。その辺は私はやはり考えてやるべき段階に来ておると思うので質問をしておるわけです。

○福田國務大臣 青年のことを思う永末さんのお気持ちにはわかりますが、しかし税制というものはそう感傷論ばかりでやっていけません。外国人が日本に来る、日本に居住する。そうすると、これは投票権もあります。しかし納税者ではあるわ

す。

○永末委員　間接税の場合にはある制度があり、そこには間接税が含まれていると知りながら、納税者の行為において間接税を払う現象が発生するのであります。直接税の場合には何もしなくたって国家権力で金を取りに来るのである。これは大蔵大臣、性質が違いましょう。そういう意味合いで、よその国ではそうでしょう、しかしよその国がやっておるからといってわがほうがやらなくちゃならぬということはないのでありまして、特に青年の十八、十九というような、成年者と未成年者とを区別しておる国はないのですよ。そういうこともあわせ考え、どうもことさら、所得があるにかかわらず未成年者だからといってこれを区別する、これはどうだろうかというふうに思います。

年者との、つまり成年に近い未成年者ですね、そういう年齢層というものが実際に社会に出て、そうして勤労所得税を払わされておる、そういう面をいへば別の角度から考えることは必要ではないかと私は思うので、未成年者にひっかけて言うてきたわけです。しかしこれはあとで論じます給与所得者に対する控除を引き上げることであるから、カバールであるかもしれませんが、しかし、われわれはいま成年者でございますが、未成年者の場合には、おれは発言権はないが税金だけ取られてお

をやっておるので、いまのところは正確につかめません。

○永末委員 今度の改正で年間単独の所得者で三十四万一千九百二十五円、これは給与所得で、十六カ月分として計算をしますと二万一千四百円ぐらゐになる。そこで、二万一千四百円というのが一体税を負担し得るのにふさわしい担税能力かどうかわかりませんが、そういうことを頭に置きつつ、このごろは大蔵省のメニューも出ませんが、あなたの方では高校卒で就業数というのは、こ

これは調べればわかるわけだし、それがもらってある平均給与というものは調べればわかるはずだと思ふが、調べようというおつもりはありますか。

○細見政府委員 給与につきましては調べてあります。商工会議所の調査、あるいは独身者について、人事院の調査というふうなものを参考にしてお手は調べております。人数のほうは、労働省の調査によれば、いま手元にはございませんが、わかるかと思ひます。

○永末委員 主税局長さん、未成年者が給与所得で税金を払うに至った最初は、大体いつごろからこういう現象が起こり出したとお考えですか。

○細見政府委員 未成年者の控除が、引き上げが、大体年間一％ぐらいの割合で上がっておりますので、いままでは、ここ二、三年前までは大体賃金が一〇％を下回る程度の伸びであったことを考えますれば、むしろ最近になって初任給が総体的に高くなった過程でこういう問題が起こってきたんじゃないかと思ひます。

○永末委員 大蔵大臣、お聞き及びのように、未成年者に対する課税は、主税局長の判断によると最近の事象である、こういうことよろうですね。

だとしますと、やはり新しい事象として、先ほどあなた達の確固として、牢固としてお持ちの課税の基本観念は基本観念として、やはり新しい社会現象として、せめて一体何人が対象なのか、それは社会問題であるのかないのか、社会問題であるとするならば政治的にどうすべきか、御検討はしていただけるでしょうか。

○福田国務大臣 検討はいたしますが、あんまり積極的な検討をする気持ちにはなれないということをお願いいたします。

○永末委員 青年はこれから二十一世紀の日本をつくるわけですから、この人々にやはり配慮ある政治が必要だと思ひます。そういう数字がわかりませんといふ的確な税制の論議はできませんので、ひとつ問題を投げかけておきます。

次は、給与所得者の定額控除につきましていろいろな変遷がございました。税調は、もう十万円ぐらいいいんじゃないかというようになことを答申しておるのでございますけれども、定額控除というのはどういふ考え方でこれはやっているんですか、その考え方をひとつ伺ひたい。

○細見政府委員 給与所得者が給与を得るために非常な経費といふことの中には、所得金額にスライドする、たとえばやむを得ない職場のつき合いと申しますか、部下に対するいろいろなきき合いといったようなものと、あるいは部下に対する特別な措置とかいふようなものがあるわけでありませんが、そういう所得にスライドする要素の全くない、たとえば、かりに靴が経費であるとするならば、靴は収入の大小によつて、一年によけい買入人はもう経費にならないわけでありまして、靴がある程度要るとか、あるいは基本的には交通費のほうは別途実費分について、それが通常の適正な限度であれば非課税にいたしておりますが、基本的にはそうした所得金額にスライドしない給与所得者の経費といふ意味でございます。

○永末委員 所得金額にスライドしない経費という御説明でございます、言うならば、それが人間として生きていくのに必要な経費に似ておる、このように解釈してよろしいか。

○細見政府委員 それは基礎控除で考える問題でありまして、この定額控除は、そういう給与所得者という地位に基づき、あるいはそういう職業といふこと、仕事をやる上での必要な経費といふことでございます。

○永末委員 これはもちろんその給与所得者が外の社会に対して、財貨を購入するためにしき出される金額ですわね。そうですね。

○細見政府委員 支出されることが通常であらうと思ひます。

○永末委員 そうしますと大蔵大臣、いまのように定額控除をとらえますと、あなたの方政府では、この経済社会発展計画、これを、答申が出ましたが、おそらく御採用になりますね。それを

ちょっと先に伺ひたい。

○福田国務大臣 おそらくあれを採用するということになるかと思ひます。

○永末委員 あれを示すところによりますと、大体四・四％程度こしはばく物価上昇が行なわれる。最後には三・何％ですか、少し物価上昇が低くなる、こうなるのですが、いま主税局長の説明のように、定額控除の思想は、それが所得にスライドをしない部分であらうとも、何らかの財貨を取得するために支出する、こういうものとして定額控除の思想といふか、定額控除を考へる根拠としておられるようであります。そうしますと、いまの経済社会発展計画ではだんだん物価が上がつていくということになりますと、これは上げなくちゃならぬ、こういうことになりますね。

○細見政府委員 事実の説明を申し上げておきます。それは、三十六年に一万円であったものを四十六年までの六年間に実に十倍にいたしたわけでありまして、そういう意味で、永末先生の言われる物価といふような要素はむしろ先取りしておるというところであらうかと思ひます。

○永末委員 三十六年から四十六年までで十倍になつておるから先取りだ、こういうことでしょ。先取りなら一体何年までの先取りなのか。数字の根拠を明らかにしていただかなければ、ばくたる先取り論では承服しがたい。

○細見政府委員 とにかく物価はこの間に大体五％程度上がっているわけでありまして、一万円円の定額控除が適正なものであるとすれば、当然にそれよりもかなり上回つておるというわけでございます。

○永末委員 もともと一万円から発出したところに間違いがあるわけですから、だからその間違いを正したい。改むるにはばかることなかれ、こういうので、サラリーマンの常識に近づきたいというのを、だいたい足で近づいてこられたわけだ。それを走り過ぎなんてどうですかね。大蔵大臣、どう思われますか。

○福田国務大臣 主税局の調査によりますと、多少ゆとりを持っておるというふうを抱いておりますが、これは永末さんの御指摘のように、時勢、特に経済情勢の変化とともにこれは弾力的に考へていかなければならぬ性格のものである、こういうことだけは私はそのとおりだと思ひます。

○永末委員 大蔵大臣は、税調のことばはことばとして、弾力的に考へていかなければならぬ性格のものである、こういうぐあいには言われませんでしたので、そのことばどおりきょうはひとつ拝聴しておきます。

保険料控除はなぜやっておるのですか。

○細見政府委員 社会保険ですか、生命保険料……(永末委員「生命保険料控除」と呼ぶ)生命保険料控除は、長期貯蓄の奨励と社会保険の補完というふうな意味で考へられたわけでありまして。

○永末委員 社会保険の補完というほうは、要するに年寄りに対する年金制度、これがいまの政府のやり方ではきわめて不十分である。したがつて、個人が個人の計算において生命保険料を出している場合に、それをひとつ控除しよう、こういう考へ方ではないかと思ひますが、どうですか。

○細見政府委員 もちろんそういう考へがないとは申しませんが、ある方が一年、それこそ飲まず食わずにたくわえましても、百万円とかあるいは二百万円とかという金額はかせぐというか、たまたますることができないわけでありまして、保険に入ることにによりまして、たとえば一万円足らずの保険料によりまして百万円の保障が得られる、そういう社会保険としての大きな機能というものに着目しておるわけでございます。

○永末委員 この貯蓄奨励だということ場合には、悪名高い利子に対する懸案措置と関連がありますか、ありませんか。

○細見政府委員 これは発生的には関連なく発生いたしております。

○永末委員 私もそう思うのです。全然別個の角度からいふような計算方法が成り立つておる

と思ひますが、三万七千五百円頭打ちということ
で、どの程度の経済情勢の中にもいまの二つの目的
がこの金額で達せられると思ひますか。すなわち
貯蓄の奨励と社会保障の補完と……。

○細見政府委員 三十歳加入で三十年満期の死亡
特約つき保険料の場合でありますと三百四十八万
円になっております。

○永末委員 それは何ですか。保険料控除の場合
です。

○細見政府委員 生命保険料三万七千五百円でカ
バーできる保険は、三十歳加入で三十年満期
の——このごろの保険は死亡特約つきであります
が、その死亡特約つき保険であれば、死亡時に支
給される保険金は三百四十八万になります。

○永末委員 もらうときの保険金の話ではなく
て、この三万七千五百円というものが——つまり
保険料を納める者はいろんな人もございませう
し。一つは、いまのような緩慢なるインフレ
政策を大蔵大臣おとりでございませうけれども、そ
うやって物価価値が漸減していることを知りつつ
保険料を払っているわけですね。それは貯蓄をし
ようという意味ではなくて、まさかのように備え
たいということ、これはやはり社会保障に対する
欠陥があるという認識だからと思ひます。現在
価値が三万七千五百円しか保障されていない。保
障はそれだけ返ってくるわけですね。その控除を
受けると思ひますが、それは低いと思ひますの
が、大蔵大臣いかがでしょうか。

○福田国務大臣 まあこれは多ければ多いだけ貯
蓄刺激効果があると思ひます。思ひますが、一
方においてこれはいへんな財源が要る問題なん
です。そういうようなことで財源上の配意もしな
ければならぬ。そういうことを考えると、これ
は多ければ多いほどいいという総合判断はできま
せん。そこでいまの控除額ですね、これは私ども
は大体安定した額であるというふうに見ておるの
です。この控除額のもとにおきまして生命保険契
約は非常に進行しておるわけですね。これは時勢
の変化、そういうようなことでまた将来動かさなけ

ればならぬというような時期がないとも言えませ
んけれども、今日この時点におきましてはまあ適
正な額である、こういうふうな見方をいたしてお
ります。

○永末委員 大蔵大臣、あなたの言われたことは
証明がないわけなんですよ。安定しておるとい
うのは、この金額を決定した年限とそれから保険
金、保険料総額とがある相関関係にあるならば、
それを安定と言われたのかもしれないけれども、
私が申し上げたいのは、これは納める国民の
側に立ちました場合に、痛いのはいまですよ。い
ま保険料を払っているわけですからね。それが三
万七千五百円しか戻ってこない——戻りはしま
せんが、要するに税金の対象からははずれてい
る。一方社会保障に対する、死んだ場合あるいは
年寄りになった場合、いろいろな配慮があるわけ
でありますけれども、それが国家の制度によって
その国民の上に返ってこないという危険に對する
恐怖感、そういうものの相関をとった場合に、私
はこの三万七千五百円は、経過的に見て徐々にふ
えてきてはおりますけれども、非常に低いと思
ひます。だから安定したというのには、あなたは
制度として安定しているという御判断だけれど
も、やはりこれは事業所得者も給与所得者も両方
ともひつかかる問題であつて、生命保険を血の涙
で出しているのはむしろ零細な所得者が多いん
じゃないかと私は思ひます。その意味合いで私
はもう少しカバーしてやつていい問題じゃないか
と思ひます。それはもちろんこれをやつたから税
金の収入が少なくなつたというのには困りますけ
れども、ちよつとぐらひ上げたつてたいしたこと
はないと思ひます。

○細見政府委員 いまいたしたことでないと言
われるのを待つておつて答えるようで申しわけな
いですが、実はその特別措置法は非常に評判が悪
い。特別措置法の中の七割近くは貯蓄の奨励であ
ります。その中でも貯蓄、配当、生命保険の控
除は一番多くて、四十五年で見ますと六百四十億
円ぐらひの減収になっております。それに対し

して三十七年ごろはたとえばどんなものであつた
かと申しますと二百億ぐらひでありまして、三十
七年から四十五年までの間に実に三倍余になつて
おる。と申しますのは、わりあい高所得層のほ
うにこの控除のメリットが及んでおりまして、し
かも生命保険料は御承知のようにここで免税にい
たしまして、受け取る際にこの部分を非課税に
する、控除するといふたてまになつてお
りますから、特別措置の中でも特別に手厚いほう
の部類だと思ひます。

○永末委員 結局もう上げる必要はないというお
考えですか、大蔵大臣。

○福田国務大臣 私はこの時点におきましてはこ
れは適正安定した額である、こういうふうにおし
上げておるわけでありませう。

○永末委員 私はわがほうの、わが国の老人年金
制度なり保険金のことをあとで申しますけれど
も、死亡した場合のいろいろな社会保障制度が完
備していないといふことが、やはり生命保険料を
払つてもやつていふ一つの原因だと思ひます。
ね。その意味ではなるほど先ほど私が申しん意味
で安定しているかもしれないけれども、やはり物価
値がだんだん変わつていくわけでありませうから、
その物価価値の変動に即して、それからいまの
ような社会保障制度の完備の時間のずれ等を勘案
しつつ、大蔵大臣やはり検討してほしいですな。
どうですか。

○福田国務大臣 検討はいたします。

○永末委員 それから保険料を払つてまいりまし
て保険金、いよいよ死んだ場合の保険金が来ます
ね。保険金の控除は百万円ですか。

○細見政府委員 一人当たり百万円でございま
す。

○永末委員 先年、夫が死去いたしましたに妻に遺
産を相続せしめた場合に、三千万円までです
が、非課税といふことになつておつたと思ひ
ますが、どうですか。

○細見政府委員 三千万円までの資産の未亡人部
分は非課税であります。したがって千百万円ま

でということになります。

○永末委員 きわめてあれはいいことだと思ひ
ます。ですからわれわれ恒産のない、資産のない
者は、飛行機に乗る場合には生命保険はやはり三
千万円まではかけておかなければいかぬと心ひそ
かに覚悟をしておるわけですね……。

ところで、生命保険に入りましてから百万円ま
では控除してくれるが、あとは控除しないなんてい
うのはちと残酷じゃないですか。

○細見政府委員 相続人一人当たりでございま
すから、三、四人おられれば三、四百万円にはなる
わけですね。

○永末委員 百万円になつたのはいつですか。
○細見政府委員 いま調べておりますが、大体い
ままでの沿革は、相続税のほうがある年にまかり
ますと、その次の年には控除の引き上げというこ
とでやつてきております。このところしばらく控
除を上げてきておりませんが、ちよつと後ほど調
べてお答えいたします。

○永末委員 去年そんな話はないと思ひます。
○細見政府委員 間違つていたらあとで訂正をさ
せていただきますが、三年ぐらひはいまの程度で
あらうと思ひます。

○永末委員 大蔵大臣、保険金をもらわなければ
ならぬといふのは、やはりなかなかのことです
ね。そうしますと、涙ある行政が大蔵大臣のモツ
トであるとは私は推測をいたしますので、やはり
その場合には、何年か前に百万円なら、いまのよ
うな物価水準の変動ともならみ合わせて、これは
やはり引き上げてやるといふのが、不幸な事態に
なつたときに涙ある施策ではないかと私は思ひま
す。大蔵大臣の御所見を承りたい。

○福田国務大臣 こういうものは毎年毎年これを
動かすといふわけにはいかないと思ひますが、あ
る段階に來ましたら再検討を要する、こういう時
期になると思ひます。まさに永末さん御指摘の
ような方向で検討したいと思ひます。

○永末委員 法人税法の第二条の改正が今度出ま
した。同族会社に対する定義、これは同族会社

が、三人以下で出資金の五〇%以上というのと、四人で六〇%以上、五人で七〇%以上、三つあったのを一つにされた理由をひとつ伺いたい。

○細見政府委員 同族会社の実態を調査いたしましたら、いま新しい基準で申し上げておるよう、株主が三人以下という場合に五割を占めておるというのが同族会社であるかを見分ける一番適切な指標であつて、それ以上一人ふえれば株式保有割合を二割ずつふやして見ていくということはいたずらに煩瑣なだけで、同族会社の実態としては、今回の改正の基準で本来同族会社であるものは判定できる、かように考えたわけでございます。

○永末委員 前の発想が、第一が三人以下と書いてある。三人以下というのは、三人もある、二人もある、一人もある。だからこそ四人でとか五人で、こうなつておる。今度はその三人以下というのが一本になりました。したがつて、この法文の読み方は、同族会社の場合一人の株主で五〇%以上でも同族会社と認定する、二人の株主で五〇%以上でも認定する、三人でも認定する、こういうことですか。

○細見政府委員 三人までで五〇%を判断するということでございます。

○永末委員 法律の解釈ですが、私が聞いておるのは、一人でも、同族関係者を含めて一人で五〇%以上あればもうすでにその時点において同族会社と判定する、こう読めるのですか。

○細見政府委員 そのとおりであります。

○永末委員 重要なことですから、ひとつそのとおり速記録に載つて——大蔵大臣、これはそういう解釈です。大蔵大臣、いまの主税局長の解釈、確認しておいてください。

○福田国務大臣 私もその辺は詳しくありませんけれども、私の信頼する主税局長がそう申しておるのでありますから間違いないと確信をいたします。

○永末委員 時間の都合上、以上をもつて質問をやめます。

○毛利委員長 小林君、
○小林(政)委員 まず最初に課税最低限の問題について伺いをいたしたいと思ひます。

事業所得者の課税最低限は、独身者の場合には十八万三千九百二十九円、また四人世帯では六十一万六千四百六十六円、五人世帯の場合には七十三万九千三百八十円、きつめて低く押えていまして、給与所得者の課税最低限についてもこの前質問いたしましたけれども、必要経費の概算控除等、いわゆる給与所得控除というものを取り除けば、事業所得者の課税最低限とはほぼ同額になるわけでございますけれども、これで生活費に食ひ込む課税となるのじゃないか、この点についてまず伺いをいたしたいと思ひます。

○細見政府委員 私どもは、現在の課税最低限は生活費には食ひ込んでおらない、かように考えております。

沿革的に見てまいりましたも、課税最低限は年々大体一〇%程度の率でここ数年引き上げてまいつておるわけでありまして、その間消費者物価は四〇%ないし五〇%という形で推移いたしておるものでありますから、いわゆる課税最低限と最低生活費との関係は、その間に直接比較するような問題は要らなくなつてきているのじゃないかと考えております。

○小林(政)委員 主税局長は、課税最低限につきましては当委員会におきまして、人事院の標準生計費を上回つてゐる、あるいはまた総理府の統計局の調査に基づく消費支出というふうなものについて、四人世帯の場合八十七万円を上回つてゐる、こういうふうなことを委員会の中でも強調をされ、そうして現在の課税最低限というものは貯蓄をするゆとりのある水準にまで達してきてゐるのだということを何回か私も委員会の中で耳にいたしましたけれども、事業所得者の夫婦子供二人の四人世帯の課税最低限、これは六十一万六千四百六十六円でございます、消費の支出で見ますと、これは八十七万七千二百七十二円、この間二十六万円と、非常に大幅にこれが下回つてい

る、このことについてどのような考え方をもちたのか、伺いをいたしたいと思ひます。

○細見政府委員 先ほどお話しに出ました八十七万というの、家計調査におきまして支出でありまして、これは平均的な支出でありまして、それがいわゆる最低生活費というふうなものではなくて、その階層におきましては収入で百十七万ですか、そうして二十万の貯蓄ができておる階層の、いわば生活についてゆとりのある段階における生活費でありますので、いわゆる最低生活費という概念はこの金額に当てはめることは適当でないと私も考えております。

○小林(政)委員 私、委員会の発言等聞いておりました、確かにこの八十七万が直接課税最低限云々ということではございませんでした。しかし標準的なこのようなものに対して、課税最低限の問題等を考える場合には、それを基準にして考えてもや上回つてゐる。これはあとで速記録をごらんいただければ明らかになると思ひます。私もその調査に基づいて発言をいたしておりますけれども、ですから、いわゆる事業所得者の場合には六十一万円、これが課税最低限ということではなくとも、二十六万という、大幅にこれが下回つてゐるというふうな点から、はたしてこの点について、基本的などういふ根拠でこのようなことを委員会が発言を一貫してされておられたのか、非常にふしぎに思つておるわけでございます。もう一度その点重ねて伺いをいたしておきたいと思ひます。

○細見政府委員 先ほど申し上げましたように、八十七万という支出は貯金が二十万もできる生活環境におきまして、いわばかなり自由に支出ができる、そういう人たちの支出の状態でありまして、それはいわゆる最低生活費というふうな概念とはかなりかけ離れたいわば自分たちは中産階級であるとか中位の階層に属しておるとかという市民意識を反映できる人たちの生活であらう、こういうふうな考えておるわけでありまして。
「委員長退席、藤井委員長代理着席」

○小林(政)委員 それでは次の問題で質問いたしたいと思ひますけれども、私はこの課税最低限のきめ方といふんですか、こういう問題について私自身が調べました幾つかの家計簿、この家計簿の調査によりますと、その幾つか調べましたうちのついででございますけれども、その世帯は四人家族で妻がパートで働いてゐる世帯でございますけれども、総支出の月額額は八万五千八百円、そうして支出金額の中でおもな比重を占めてゐるのは、主食、副食費、調味料など食料費でございます、三万六千五百六十三円、全体の中で占める割合は三九・四%でございます。また次に大きな比率を占めますのは教育費でございます、この家庭の場合には子供を保育園に入所させておりますので、その経費一カ月一万五千元を含めて子供の教育費が一万八千二百九十円、約一九・七%を占めております。次に比較的大きいものは石油、ガス、水道、電気など、いわゆる光熱水費で一万八千四百五十五円、一一・七%を占めてゐるわけでございます。この家庭の状態等に基づいて検討いたしてみますと、家は御自分の家でございまして、固定資産税のみで、家賃というふうなものは払つておりませんけれども、しかし夫婦の衣服費などについては、これはボーナスによつて臨時収入を充てるといふような状況でございます。このような計算から考えますと、年間消費支出九十六万を上回るわけでございますけれども、エンゲル係数の他から考えてみましても、決してゆとりのある家庭の状況の例ではございません。総理府統計局の消費支出をとつてみましても、またいま私が調査をいたしまして、ちよつと一つだけ例をあげましたこの中で具体的な生活を実際に毎日毎日収入額とその支出を克明に記入し続けております家計簿をとつてみましても、いずれも課税最低限というものは消費支出をはるかに大きく下回つてゐるということが言えると私は思ふ。この数字によつても明らかであるといふふうに考えます。

課税最低限は、所得の課税というものをどの程度の所得の階層から行なうかということをきめ

る、いわゆる最低限度を示すものでござい
し、また生活費の非課税の原則という点か
ら考えましても、私は、この課税最低限とい
うのは、国民生活の水準から、勤労者が普通
の生活で、そして子供の教育についても、い
ま高
校全入等の問題が一般化されているような
現状の中で、少なくとも後期中等教育とい
うようなものが十分保障される水準という
ものに定めるべきではないだろうかという
ふうに考えますが、これらの点について大蔵
大臣の見解をお伺いいたします。

○福田国務大臣 課税最低限は、これは国民の平均的生活ということじゃない。平均的生活水準はもう少し私は高いと思います。

〔藤井委員長代理退席、委員長着席〕

しかし、そうじゃなくて、まあ人並みに生活し得る、そういう、どっちかといえば、全体からいえば少し下になると思いますが、その辺をどうやっていろんな控除制を設けて所得税を軽減しよう、こういう趣旨なんです。これは一体どのくらいの額が妥当であるかということになります。これはもうなかなかむずかしい問題であります。が、私は、いま御提案申し上げている額は、今日の国際水準から見ましてとにかく大体同じような額まで来たわけでありまして、まずまず妥当なところではあるまいか、世界並みだ、こういうことで、私はこの辺はまあ認め願える額ではあるまいか、そういうふうに見ております。

○小林(政)委員 現在の課税最低限はまあ妥当なものだというお話でございすけれども、私はやはり、この課税最低限というものは一般の勤労者の普通の生活が保障されていく、こういうところに置くべきではないかというふうな意見を持っております。私、この問題は、やはり非課税の原則の問題とか、あるいはまたはつきりとそこに重点を置いていくことがむしろ税の上で公平だというふうな考え方から、この点についてここで議論ということではございせんけれども、課税最低限というものは、当然一般の人たちがちゃん

と普通の生活ができるというふうなところに置くべきではないか、私はこのことを強調しておきたいと思ひます。

次に移りたいと思いますが、単身者の事業所得者の課税最低限、先ほど申し上げました十八万三千九百二十九円、これは月にして一万五千三百二十七円、まず率直に、これで生活ができるのだろうか、この点についてどのようにお考えになつていらつしやるのか、基本的な考え方をお伺いしたいと思ひます。

○細見政府委員 相対的に見まして、給与所得者には給与所得控除があり、また家族のある人たちは、生活費が人数の割りにふえないにしても控除額が大きくなつておるといふような問題はござい
ますので、事業所得者の単身者の課税最低限が非常に十分なものであるというところはなかなか言えないかと思ひますが、これらの点は、所得なり物価なりの水準の変つてまいるのに応じて総合的に見てまいらなければならぬ基礎控除の問題の反映であるかと考えております。

○小林(政)委員 そこで私、一級地における生活保護基準を四十五年度の厚生省社会局保護課の資料によつて見たところによりますと、東京都の場合を例にとりますと、六十歳の単身の女性で、家賃は、単身でございすけれども古いアパートのようなどころを借りて七千五百円の場合、この場合には月額一万八千八百五十五円、これを年に直しますと、二十二万六千二百六十円になるわけでございます。十八歳の単身の男子で家賃が同じと
いうような場合を算定してみますと、この場合には月額二万一千五百円、年額二十五万二千八百八十円ということになります。いずれも事業所得者の単身者の課税最低限十八万三千九百二十九円を上回つております。また同様に、四大家族の生活保護費は月額四万七千六百五十七円、これを年額に直しますと五十七万一千八百八十四円ござい
まして、事業所得者の四大家族の課税最低限六十一万六千余円と比較をいたしますと、まさにこれはすれすれといひますが、このような状態になつ

ておるわけでございますが、このような事実について、これをお認めになりますか、御答弁をお願いいたしますと思ひます。

○細見政府委員 事業所得者の課税最低限、端的に申しますと、給与所得のない人たちの課税最低限が給与所得者に比しまして相対的に低いことは事実でございまして、その意味で課税最低限を給与所得者と事業所得者との間にどういふふうなバランスをとるかという問題は、今後も検討していかなければならぬ問題だらうと思ひますが、一般的に申し上げまして、事業所得者と給与所得者の生活の態様とか、あるいは事業の形態でありますとか、家産の状況でありますとかいふようなものもございまして、税制全体としてどういふふうな課税最低限を設けて、どういふ累進税率で課税していくかというのことは、絶えず総合的に見直してまいらなければならぬ問題であらうと考えております。

○小林(政)委員 いまいろいろお話がござい
ましたけれども、生活保護法の第一条で「この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基
き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」ということが規定をされております。「その最低限度の生活を保障する」、
それでもまだいろいろいまの生活保護法というものは一般の消費支出というふうなものに比べると、それが年々上がつてはきていますけれども、一般の水準に対して、五二％しかまだいっていないというふうなことが報道されております。非常
に低い、最低生活ぎりぎりの線が生活保護法だといふふうには私は考えておりますけれども、課税最低限がこれを下回るといふようなことについての見解について、十分ひとつ御意見を伺ひして
おきたいと思ひます。

○細見政府委員 私どもは、先ほど来申し上げて
おりますように、課税最低限がいわゆる最低生活
費というふうなものを下回つておるとは考えない
わけでありまして、經過的に何が最低生活費かと
いうことは、これはなかなか価値判断の要る問題
でありまして、むずかしい問題であります。先
ほど来申し上げておりますように、かりにあら
きに課税最低限と最低生活費が同じであつた
としたとしても、その後課税最低限は年々一〇％
程度の率で引き上げられてきておるわけ
であります。一方消費者物価は、それがまる
まる生活費に反映しておるものであるとい
つても、四％ないし五％で騰貴したて
まいたわけでありまして、その議論は現段階にお
いては、少なくとも課税最低限の引き上げによつて生
活費の向上、あるいは生活水準の向上といふもの
を十分カバーしているかどうかといふことなら御
議論があらうかと思ひますが、最低生活費とい
う御議論では、私どもは一応課税最低限はその問題
は解決しておると考えております。

○小林(政)委員 いま主税局長は、課税最低限は
いわゆる生活保護法に基づいて保護費を下回ら
ない、こういうふうにおっしゃつておるわけだけ
れども、私もこれははいいかげん数字で上回つ
ているとか下回つていふとかいふことを言つて
いるのではありません。厳密に計算もいたしま
して、そして明らかにこれは、たとえば事業所得
の場合が云々といふことであれば、それでは給与
所得の非課税——単身の人の例等を見ましても、
いわゆるほんとうにすれすれといふようなこ
ういふ状況が出てきておるすれ、四大家族の生活保
護費を比較いたしましたけれども、事業所得者等の
四大家族の課税最低限と比べますと、ほんとうに
これはすれすれといふような状況が出てきてお
ります。こういう点から考えて、下回るといふ
のではないといふような抽象的な御意見というもの
は、私はちょっと納得することができないわけ
でございまして、下回らないまでも、すれすれ、
ないしわずかにその上に出ているといふような
が実情であることは間違ひございせん。少なく
とも課税最低限はある程度妥当なところまでい
ているのだという大蔵大臣のお答えでございま

たけれども、少なくとも生活保護法すれ、ないしはそれをわずかに上回る、下回る、こういうことで、いわゆる生活費には課税しないという課税最低限の原則から考えて、この点については大きな疑問を持たざるを得ないわけでございます。この点について大臣から、もう一度御答弁をお願いしたいと思います。

○細見政府委員 その前にちょっと数字を申し上げておきます。

私、あまりこまかい数字のことは申し上げないつもりでおりますが、いまの生活保護との関係で、生活保護の中には教育費でありますとか医療費でありますとか、いろいろなものが入っております。これは御承知のとおり。これが最低生活費でないとは申しませんが、そういうものまで入った生活保護基準でございますが、たとえば四人世帯であります、東京都のものであります、五十万円が生活保護基準でありまして、それに対して事業所得者の課税最低限は六十万一千円となっております。かりにこのほかに青色申告でありまして専従者があつたとしても、二十万とか三十万とか給与があるはずでありますし、白色であるとしても、これに十五万が加わるわけでありまして、かりにそういうことがないとしたとしても、いまのように課税最低限は生活保護基準を上回っておりますし、五人世帯で見ましても同様なところで、三人世帯でも同様でございます。そういうことで、課税最低限と生活保護基準という問題はないと思ひますが、ただこれが非常に高い水準であるかという点には御議論があると思ひます。

○福田国務大臣 先ほどから申し上げますとおり、課税最低限はどの辺が適切か、こういうことはなかなかむずかしい問題なんです。でありますけれども、とにかく日本の今回の課税最低限は国際水準のものである。しかも先進国の水準のものである。こういう点からも、これがかなり妥当的なものであるということについては御理解願えるんではあるまいか、そういうふうに考えております。

す。

○小林(政)委員 私、いまの大臣の御答弁、実はちょっと納得ができません。私は、少なくとも生活保護費すれというふうなことで、課税最低限が世界の中で比較したとしてもかなり高い云々というふうな点については納得できません。当然この生活費というものの対しての非課税、いわゆる税金をかけないという原則から考えましても、厚生省がきめております生活保護法の基準というものは、憲法に基づくほんとうに最低の生活というふうな点から考えても、これは明らかに低い課税最低限になっているんじゃないか、こういうことが言えるのではないかと、こういうふうには思つております。この問題等については、また後の機会等でやりたいというふうに考えております。

最後に、大臣の、今後課税最低限を検討していく、こういう委員会に対する御発言がございました。この際私は、いまの課税最低限といへば人的控除、給与所得控除ということになっていくんじゃないだろうかというふうに考えますけれども、課税最低限としては、少なくとも人が普通の生活をしていくものというものに当然基準を置いて検討していただきたい。この前のときにも申し上げましたけれども、私どもは、大臣はそんなに高い額を言つてもというふうにおっしゃいましたけれども、基礎控除四十五万、配偶者控除四十五万、扶養控除一人二十万、こういうことで、四人世帯の場合に百三十万、これが、私どもはやはり決してぜいたくな云々ということでなく、最低生活というふうなものがいまの状況から保障されるものだということで、私どもはこの点については党の政策としても掲げて運動もしてまいりました。ぜひともひとつそれらの点も踏まえた上で、十分これにこたえていただけるように強く要望をいたしまして、この問題について終わりたいと思ひます。

あと法人税の問題とそれから配当控除の問題等について簡単に質問をしたいと思います。

法人税率の引き上げにつきまして、この問題については委員会等でもいろいろ言われておりましたけれども、三五％を三七％と、本則に戻すという、こういう形を今回はとらないで、二年間という期限を区切って、しかも租税特別措置で本法の三五％に五％を加算するという形式を、いままでもかつて例のないこういう税率の引き上げということを行なつたものでございすけれども、このように例のない方式というふうなことは、昨日でしたか、大臣の御答弁の中でも、こういうことを行なつた主要な理由として、選挙など時間的なゆとりもなかつたというふうなこと等も触れられておりましたのを私もお聞きいたしておりましたけれども、私はこのように例のない税率の引き上げ方法といふますか、やり方をおとりになつたことについて、非常に多くの疑義を感じるものでございす。この点について二、三お伺いをいたしたいと思います。

どのようなことを感ずるか申しますと、第一に、本法そのものは動かさないで自由に景気調整としての税率を調整することが、こういうことをやることによつてできるといふふうに考えられすけれども、これらの点についてお答えを願ひたいと思ひます。

それから、時間がないので続けて二つ三つお聞きをいたしたいと思ひますけれども、もしこのようになことが自由にやられるならば、私は租税法主義のたてまえからも大きな問題であると考えますし、また実質的に租税法主義というものを空文化するものではないだろうか。いろいろと専門家の話の中でも、今後税率等も政令によつて動かしていくというふうな方向に道を開く、そういうことも一部にはいわれておりますけれども、絶対にそのような心配はないのかどうなのか、この際大臣に明確な御答弁をお願いしたいと思ひます。

○福田国務大臣 今回の法人税率の改正は、これは過日も申し上げましたが、総選挙中に発想いたしまして、総選挙が済みましてから一月余りの短

期間の間にこれを法制化しなければならぬ、こういうことになりました関係もあり、また景気調整、そういうような趣旨もありまして、今後景気の動向いかんによりましてはこれを動かさなければならぬということもあり、つまり臨時的性格も持つておるわけでありす。そういうふうなことを考えまして、本則の改正をしないで特別措置、こういうふうにしたわけでありす。しかし、いま小林さんがおっしゃるように、特別措置にいたしましたからこれで租税法主義、これを排除する、こういうふうなもんじゃございません。租税特別措置もこれまた租税特別措置法において国会の御審議をお願いをする、こういうふうなものでございまして、政府が恣意的に自由に税率を変える、その素地をつくるのだというふうな意図は一切持つておりませんですから、その辺は御安心なすつてけっこうでございます。

○小林(政)委員 いまのような、私が指摘したような点はないというふうな大臣からの御答弁でございますが、二年間の期限後は直ちに本法に戻すということが当然原則であらう、私はそのように考えますけれども、これらの問題等について大臣の原則的なお考えをお聞きをいたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○福田国務大臣 税制はいつも検討に検討を続けていかなければなりません、法人税制につきましても今後も検討いたしていきたい、こういうふうな考えをしておりますから、二年間の期限がたつた場合にこの法人税をどうするかという問題は、その検討の結果を待ち、かつその時点の経済情勢が一体どうあるかということをよく見きわめまして、その際その結論を出す。いまは、この二年の措置が終了したの後にこの法人税をどうするかということにつきましては、考え方を固めておりません。

○毛利委員 これにて、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案の各案に対する質疑は終了いたしました。

次回は、来たる十七日金曜日、午前十一時理事
会、十一時三十分委員会を開会することとし、本
日は、これにて散会いたします。
午後七時五十六分散会

